

平成 20 年度第 3 回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成 20 年 7 月 27 日 (日) 9:00 ~ 12:55
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、 中山正邦委員、原陽三郎委員、有高芳草委員、岡崎英雄委員、 秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	なし
傍聴者	114 名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、 NHK、静岡朝日テレビ、静岡第一テレビ、静岡放送、浜松ケーブルテレビ
浜松市	山崎副市長、高木教育長、清田企画部長、鈴木総務部長、鈴木財務部長、 古橋学校教育部長、市川地域自治・市民協働担当部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 平成 20 年度第 3 回の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 資産経営に係る土地・建物の貸借について、市から説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. 戦略計画の進行管理及び市事業仕分けについて、市から説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
4. 行革審中間答申の対応状況について市から説明を受け、市の対応方針について各分科会まとめ役から行革審の考えを説明し、委員による意見交換を行った。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1) 資産経営（土地・建物の貸借）について
 - (2) 戦略計画の進行管理及び市事業仕分けについて
 - (3) 行革審中間答申の対応状況について
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成20年度第3回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。本日は委員10名全員の出席で開催させていただきます。それでは座って進行させていただきます。

本日ですが資産経営、戦略計画の進行管理及び事業仕分け、行革審の中間答申の対応状況の3つの議題について審議することとします。このうち資産経営については、前回その概要を審議しましたが、今回は土地・建物の貸し借りを重点的に審議することとしております。それでは早速議事に移りたいと思います。これより、議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。鈴木会長よろしく申し上げます。

2 会長挨拶

鈴木会長

おはようございます。今、事務局長から話がありましたように、議事の進行について今日は3つの点を討議させていただくことになっておりますが、その前に、皆さんもご承知かと思いますが、7月18日付の新聞報道で、浜松市の財政は極めて健全である、素晴らしいという報道がなされ、実は私も「あれ、そんなに良かったのかな」と思ったわけです。したがってこの点は本当にそうなんだろうかということも討議させていただきたい。

それからもう一つは資産経営のうち、土地・建物の貸借について調べてみたら、小学校、中学校にも随分借地があるということで、これも委員一同大変驚いたわけです。その点について今日は教育長さんにもお出でいただいております。折角の機会ですから、5月17日の第1回審議会で学校規模適正化を審議したことが新聞などで大変話題になりました。この件について教育長さんにもう一度確認させていただきたいということもありますので、この2点を今日、会議に入る前にやりたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは一番目に、財政が極めて健全だという市当局のお考え方に対してです。まず伊藤委員からお願いします。

伊藤会長代行

伊藤です。おはようございます。

今、会長からお話がありましたように、新聞報道によりますと、市は19年度決算の速報値を発表されたということです。国のこれからの新しい基準である4指標の発表については、全国で初めての発表ということで大変評価をされていると思います。

新聞報道では、市の一般会計の実質的な収支が61億円の黒字であり、また実質公債費比率、将来負担比率が国の基準を大幅に下回っております。財政は極めて健全とされていますが、そこで私

のほうが感じたことを申し上げたいと思います。

61億円の黒字とされていますが、市は借金を相当しています。特別会計、企業会計まで含めると年間予算5,000億円強と同等かそれ以上の借入金、債務があると記憶しています。特にそういった意味では、特別会計、企業会計、さらに外郭団体を含めたいわゆる連結ベースでの財政の状況がはっきりしておりません。同時に収支ということでは、決算は61億円の黒字だと思いますけれども、これには色々な引当金、例えば退職金の引当金ですとか、何か物を動かそうとした時に必要な、要するに発生の時点で計上するのが民間の私どもの私企業では当たり前ですが、公会計では支払い主義になっていて、引当金がとっていない分野が結構あるのではないかと思います。61億円の黒字とされていますが、これは収入と支出の帳面上での黒字というだけだと思います。それから実質公債費比率や将来負担比率が国の基準を下回っているとされておりませんが、国の基準はそこまで至ってはいけない、それより悪くなるとはいけないという基準であって、いわゆるイエローカードの基準値です。レッドカードではありませんけどもイエローカードの基準値であって、それを単純に下回っている、それより良いというだけでいいのかということがあるのかと思いますし、まだ他都市も4指標の発表をしていませんので、全体の状況が分からない中で本当に財政が健全だと判断をしてしまっているのかと思うわけです。

また、今回発表されました一般会計の実質収支、実質公債費比率の指標は市の財政状況の一端を示しているにすぎないと感じます。中長期では、浜松市もそうですが、日本全体の人口の減少、少子高齢化でこれからまだまだ負担が増えていく分野が沢山ありますし、もっと厳しい財政状況にある中央(国)から補助金や地方交付税も含めていただいているお金がどんどん減っていく可能性がある。それから市税の収入そのものも、ここ1、2年は増えているようですが、今、景気が悪くなり始めています。景気変動、企業の活力によって、まだまだどうなるか決して分からないと考えますと、今後も行財政改革を本当に努力していく必要があります、行財政改革への不断の努力をお願いしたいと思います。以上、感じたところをお話し申し上げました。もし何かご意見ございましたら、市の当局からお話しいただければと思います。

鈴木会長

それでは、副市長なり財務部長から。

山崎副市長

今ご指摘がありましたように、19年度決算を発表させていただきました。一般会計の実質収支の黒字が61億円というのは、要は、一般会計における収入と支出の差が61億円だったということだけで、ご指摘のように収入には結構な額の地方債が入っています。

鈴木会長

今おっしゃるのは、借金が収入に入っているということですか。

山崎副市長

はい。借金が200億円ほど入っています。

鈴木会長

収入に借金をした分が入っているんですね。

山崎副市長

そうです。200億円以上入っています。

鈴木会長

200億円入っている。そうすると、一般会計が2,400億円とすると、約1割は借入金で賄った収入だということですね。

山崎副市長

はい。そういうことです。

さらに、地方交付税の話が出ましたが、現在浜松市は合併算定替ということで特殊な扱いをされておりまして、約80億円かさ上げされています。これは10年間の措置ですので、それがなくなればその分は減ってしまうということもあります。ご指摘のように、国の財政状況も色々な部分がありまして、収入の中には国に依存している国庫補助金や地方消費税の交付金等も非常に多くあり、そこも不透明です。できるだけ歳出削減を含めて将来の持続的な財政運営ができるように努力をしていきたいと考えております。

財政指標の話も出ました。財政指標につきましては、これは国が一律的に指導をして数字を決めるということですので、全国の数字が出揃ってそれを比較するというための指標です。さらにご指摘のとおり、指標の中でも4指標を今回初めて全国に先駆けて発表しましたが、これはいわゆる財政健全化法による健全化の判断に係る指標として、早期健全化をしなさいという基準には行かなかった、当面すぐに何とかしなくてはならない状態ではない、先ほどのイエローカードの状態にまでは行っていないということの確認ができたということです。

鈴木会長

イエローカードは、夕張市のようになると出されるという解釈でいいわけですね。

山崎副市長

はい。もともとこの指標そのものが、夕張市のようになるとはいけないということで、それを事前に何とかしようという指標ですので、そこにはまだなっていなかったということです。それで安心していいかという、そうではないと考えています。

それから、今回発表したのは一般会計と特別会計の部分だけでして、それ以外で行革審でも議論になっております外郭団体等につきましては、今後その数字を集計していく手続きが必要だと考えています。当然、それぞれ土地開発公社の過去の負債等がありますので、そこはまた公表していく予定です。よろしくをお願いします。

鈴木会長

何か他にございますか。はい。どうぞ。

秋山委員

今のお話を聞いていると、発表は全然間違っているところではなくて、正しいことを発表しているわけですね。問題は、市民の方が、あの紙面を読まれて浜松市は安心なんだ、行財政改革なんかやる必要は無いんだと思ってしまいがちだということだと思えます。それはなぜかと言うと、新聞の紙面を読めば、健全だということが表に出る。ということは、一つは新聞社への発表。新聞社の方を敵に回したくないと思いますが、発表の時にもっと辛口の書き方をしてもいいのではないかと。それから市の発表についても、発表の中にこういう見方をしたらよく見えるけれども、こういうところについては問題があるんだという点をもっと明確にして、ここをやっていきたいという方向の発表であればいいと思えます。けれども、どちらかと言うと良いことを前面に出せば、当然新聞社も良いことを前面に出して書きたくなると思うので、今後そういう発表については、反対に批判を受けることを覚悟で、悪いところの情報公開をしていくんだということを前提にされたいのではないかなと思います。私見です。

鈴木会長

他によろしいですか。

今、お話がありましたように、歳入に借入金を入れて計算して「健全だ」というと、子どもや孫の時代に借金は残っていくわけですから、今の市の執行部は健全だと思うけれども、子どもや孫に言わせると不健全だということになりますね。そういう点で、やはり私は、事実は事実の通りに一般市民にお知らせいただくということでは、良いことだけ並べるというやり方はまずいと思えます。収入と支出で60億円余りましたと言うけれど、今のお話を聞くと200億円の借り入れをしないと140億円の赤字でしたということになるわけだ。そうすると、他のものでも支払いが決まっているけれども3月末までに払っていない経費も実は抜いてあるということになりますか。それで、民間だと3月31日決算の場合は、4月15日頃までに大体決算がまとまるんですよ。市の場合は3月末の収支決算が、最終的に8月か9月にかなり遅れてまとまる。そうだとすると随分のんびりした話だけど、あんまり健全だとか不健全だって発表するのは決算がまとまった8月末か9月の初めになさったほうが、お知らせとしては市民の皆さんにより適正ではないでしょうかね。

借り入れまで収入に計算してるとは思わなかった。一般の市民の方はどうか知りませんが、まさか人から金を借りてそれも収入です、健全ですと言うとはね。

この決算で200億円借り入れていくら返したんですか。財務部長、分かりますか。

山崎副市長

一般会計で申し上げますと、19年度に返した額が309億円。それから借りた額が209億円ということで、差は100億円。プライマリーバランスが100億円の黒字です。

鈴木会長

そういう点では返済額が多かったということも事実。そういうことを合わせて、やはり9月なりに発表なさったほうが一般の市民の方は分かりやすいんじゃないでしょうか。財政は極めて健全だというのは、夕張に比べてという話になってしまうわけです。だからそういう点で何か色々な意見を第三者から聞きまして、ちょっと答弁に迷ったわけですけど、よろしくどうぞ。これからの参考にさせていただきたい。

財務部長は全く新任だから今日はこれ以上お聞きしませんけれども、次回からはよろしく願います。

中山委員

ちょっといいですか。

鈴木会長

はい。

中山委員

発表の仕方には色々と問題がもちろんあるかと思うんですけども、問題は、市は必ず他都市と比べていいんだという格好で発表するわけです。確かに国の財政健全化法に基づいてこれ以上ならばいいよとなるので他都市と比較をしてもいいわけですけど、やはり浜松らしさというものを実はこういうところで求めるんだという浜松の指標があって、その指標に基づいてどうなんだということを、今後目標を決めてやっていくことになる、他都市との比較はしなくてもよくなるということもあります。ですから、段々勉強していかれると思いますので、ぜひそういう意味で、発表の方法、他都市との比較の問題、わが市の目標ということで、浜松はこういう行革をやっているから、やはり特別な形の色々なものを、ぜひ市民の皆さんにお知らせするという、他の都市から色々話が来たら教えてやるよというぐらいのレベルの高いものへぜひ持って行ってもらいたいと思いますので、付け加えさせていただきます。

鈴木会長

それでは大体よろしいですか。どうもありがとうございました。

次に移りたいと思います。先ほど申し上げましたように、5月17日の第1回審議会の時に、学校規模適正化を審議したところ新聞で大変に話題になりまして、この件について教育長さんに確認をさせていただきたいと思います。学校規模適正化というのは教育の中身ではなくて、教育環境の整備であり、行革審がこの問題を取り上げるということについては差し支えないと判断をいたしておりますが、まず確認のために教育長さんをお願いします。

高木教育長

はい。会長のお話の通り、教育環境について審議していただいているということで差し支えございません。

鈴木会長

はい。ありがとうございます。次に文部科学省は小規模校が子どもの教育上よくないと、小規模小中学校の統廃合を促進する方針を固めて、中央教育審議会に対して具体的な検討を要請したと新聞に出ておりますが、学校規模適正化の取り組みについてももう一度、教育長さんのお考え方をここでお示しいただきたいと思います。

高木教育長

本市の学校規模適正化基本方針をこの3月に決めて公表させていただきました。基本方針の中で取り組み対象校として小学校34校、中学校5校の小規模校について取り上げております。そしてこの基本方針の中では、本年20年から23年の4ヶ年度の中でこの計画が実施されると示されております。それも既に公表してございますので、私は規模適正化についてはこの4ヵ年の中で決定をしていく考えています。

鈴木会長

ありがとうございました。そうすると今お話しがありましたように、小学校で34校、中学校で5校が小規模校に該当する。教育上これを適正化したい。しかもそれは20年から23年の4年間でやっていきたいということですね。

高木学校教育長

そうです。

鈴木会長

ありがとうございます。次に一問一答で教育長さんに質問しますから、簡単にお答えください。教育委員会の委員はどなたが任命なさるんですか。教育長さんですか。

高木教育長

委員は市長の任命です。

鈴木会長

市長さんですか。

高木教育長

はい。市議会が承認します。

鈴木会長

分かりました。それなら教育長さんはどなたが任命するんですか。

高木教育長

教育委員会で、その教育委員の中から互選されて教育委員会が任命する形になります。

鈴木会長

教育委員会で教育長を選ぶんですね。だから教育長さんも教育委員ですね。

高木教育長

そうです。

鈴木会長

だから市長が任命した人の互選で教育長さんが選ばれるということですね。

高木教育長

そうです。

鈴木会長

そうすると、次に、教育委員会でお決めになったことは独自で実施なさるんですか。それともどこかに提案をするとか、認可をとるとか、何かあるんですか。

高木教育長

ほとんどのものが議会に報告をさせていただいて実施という形になります。

鈴木会長

議会に報告するという事は、市長には報告しないということですか。

高木教育長

議会の報告の前には、市長に報告をさせていただく形になります。

鈴木会長

だから復習しますけど、教育委員会の教育委員は市長によって任命される。

高木教育長

はい。

鈴木会長

その教育委員会で色々と決めたことは、今度は市長に報告をする。

高木教育長

はい。

鈴木会長

そして市長がそれを承認すると、市長が議会に対してその政策を提案する。そして議会がそれで承認を受ければそれが実施される。

高木教育長

はい。

鈴木会長

全部市長経由ですね。

高木教育長

はい。

鈴木会長

ありがとうございました。それではこれで私の質問は終わります。他にどなたか。

山本委員

先ほどご説明がありましたとおり5月17日にこの規模適正化の問題を取り上げさせていただきました。色々なところで論議が巻き起こったように聞いておりますが、ただ我々が心配しているのは、14年度頃に教育委員会としてもかなり積極的に前向きにやろうとした時期があったようですが、それから反対の大きなところ等で頓挫している。先ほどの教育長さんの説明だと、20年から23年のたった4年間で、小学校34校と中学校5校をやるのは今までの流れから言うと不可能に近い数字のように感じております。ただ、中規模校を目指すという教育委員会の考え方は非常に真っ当なことであり、我々は応援をさせていただくべき事項だと思っておりますが、それが現実的にできるかどうかというのがまず一つの問題。

もう一つ、私は聞いた時から中規模校賛成派ですので、反対のご意見等がどうあるかということで、過去の資料を少々拝見をいたしました。中には強烈な絶対反対という陳情書が出ているような部門もありました。拝見をいたしましたけども、残念ながらその反対意見の中に取り上げるようなものはあまり見当たらなかった。子どもたちへの視点はほとんど見受けられなかったと思います。ただ、地域への固執、あるいは大人の都合が透けて見えるところがありましたけども、それで仕事が止まっているんじゃないかなと。お分かりになる方もお見えになると思いますが、あまり具体的に言うことでまた教育委員会も動けなくなると困ると思いますので、意図的に名前は出しませんが、こういうことがあって現実に仕事が止まっているところを見ますと、この4年間、よほど教育長さんに腹を括ってやっていただかないと、理想に到達するのは何十年かかるか分からないという現在の進行状態だと思いますが、今はどんなお考えでしょうか。

高木教育長

今、委員がお話しのように規模適正化については、非常に色々なご意見を伺う中で円滑に進んできたという経緯ではありませんけれども、国の中教審への報告等を考えますと、私どもが進めてきた教育環境をきちんと子どもたちにとっていいものにしていくという考え方は、どなたも賛成していただけるのではないかと思います。今回、この基本方針を作成し、地域に積極的に入っていった意見交換会をさせていただく中で、今の教育環境を子どもたちのためにいいものにしていきたいということを強く訴えて、私は頑張っていきたいと考えています。

山本委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、つい先日もこの問題を友人と話している時に、「山

本、そう言うけども正門を10メートルずらさただけで親というのは『うちの子供は遠くなる』と言うのが実際の今までの流れだぞ」と言われました。教育長さんがそう言っていただければ事は進むと思いますが、付言しますけども、こういったときに必ず地域の問題が出てまいりますね。でも、子どもたちはいい指導があって、周囲が見守ってやればすぐに仲良くなれるものだと思います。子どもたちの間にもし小学校を移動することで壁が出来るとしたら、それは大人が作っている壁だと思います。ぜひ理想とされていることを実行されることを望んでいます。ありがとうございました。

鈴木会長

はい、どうぞ。

井出委員

はい。私も教育委員会には非常に期待をしています。市民の皆さんも大きな期待と信頼を寄せていると思います。やはりこれからの子どもたちのために、小規模校では十分な教育が出来ないということは、教育委員会ではもう絶対の自信を持ってそういうお考えをしている。市民のどなたが考えてもそれはそうである、小規模校は子どもにとって良くない。良くないということは共通認識だと思います。ですから、教育、親も子どもには十分な教育を与えたいと願うはずですから、親や保護者にその教育に対して迷いが生じないよう、教育委員会にはぜひとも強いリーダーシップで率いていただきたいと思っています。

鈴木会長

はい、どうぞ。

秋山委員

高木さんの教育長としての任期はいつまででしょうか。

高木教育長

23年12月31日です。

秋山委員

23年ということはあと3年あるわけですね。これまでの前教育長の時期も含めてなんですけれども、18年に4つの小学校が統合されて2つになりましたので2つ減ったわけです。19年4月には2つの中学校が統合されて、佐久間高校と中高一貫教育が開始された。それから20年には2つの小学校が統合されて双葉小学校ができて、また1つの中学校が他の中学校に統合されたということがあって、だいたい減った数で言うと1つとか2つです。あと3年の任期がありますけども、先ほど会長がおっしゃられたように、規模が適正ではないと言われているところが小学校で34校、中学校で5校ある。39校あるわけですが、任期の間にどの程度までの統廃合が可能だと思われるのでしょうか。

高木教育長

34校プラス5校、39校全てに私は一生懸命取り組んでまいります。それで、その結果どの程度に

なるかという部分については、今、地域への意見交換に入っている最中ですので、その意見交換の中で私どもの考えを地域の皆さんや保護者の皆さんにきちんと説明をして取り組んでまいりますので、39校全てやっていきますと今は言わせていただきたいと思います。

秋山委員

その中で目処が立っているのは何校なのでしょう。

高木教育長

今、小中一貫校を求めてきておられる地域が2つあります。それが小学校3校、中学校1校で4校になります。それからもう1地域あって、これも4校あり、合わせて8校が小中一貫校化の要望が地域から出ている状況ですので、今後この規模適正化についてどうしていくかという部分も含めて頑張っ

秋山委員

ということは、8校については3年間に目処が立っているということですか。

高木教育長

そうです。

秋山委員

それで、残りのところについては、現状として意見交換会をされたときに、賛成多数なのか反対多数なのかということはどうでしょうか。

高木教育長

五分五分かなと私どもは認識しております。ほとんどの保護者の皆さん、地域の皆さんも先ほど申し上げましたように、子どもたちにとってある程度の規模がある中で切磋琢磨できる教育環境を作りたいという思いは皆さんお持ちいただいていると思いますので、条件整備を含めてどうしていくかということをきちんと皆さん方にお示ししながら進めていきたいと思います。

秋山委員

山本委員が先ほど言われたように、門を10メートル動かすだけでも現状を変えることに対して非常に抵抗感があるわけですね。そうすると賛成多数にもっていくためには反対の中の非常に大きな要素である問題を解決しなければ賛成に回ってくれないわけですが、今意見交換された中で最も大きな反対の要素とは何でしょうか。

高木教育長

子どもの通学の安全が一番大きいかなと思います。

秋山委員

それについて市としてどんな具体的な方策をとるから統廃合しても大丈夫ですよという説明をされているのでしょうか。

高木教育長

スクールバスをきちんと整備して、そして登下校については安全を確保していくという考え方を示させていただきます。

秋山委員

学校ごとにどんな形でどういう予算措置をしてスクールバスをやるとい具体的案をもって交渉に臨まれているのでしょうか。

高木教育長

そうです。

秋山委員

それを実施したとしたらどのぐらいの学校が賛成になりそうですか。39校から先ほどの8校を引いた31校はまだ残っているわけですが、その31校のうち、スクールバスを用意することによって保護者の賛同が得られそうなところは何箇所くらいありますか。

高木教育長

細かい数字は持っておりませんが、この通学の安全ということを考えながら規模適正化については進めてまいります。

秋山委員

喧嘩を売るつもりではありませんが、細かい数字を持ってないようでは困ると思うんです。先ほど話がありましたように、教育長はこの地域の教育について全面的な責任を持っていて、当然市長に答申をして市長が議会に提案をするにしても、市長が31校のうちのどこがどうということまで把握できないわけですから、教育長さん自身がそういうことを把握していただいて、31校を全部やるぐらいのコミットメント(確約)していただく形でなければ、この地域の教育の経営トップとは思わないですね。ぜひそういうところを進めていただけるとありがたいなと思います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

山本委員

先ほど少し申し上げた例の中で、秋山委員から質問があったところにも関わりますが、教育委員会は子どもたちの通学路等にも随分配慮された計画を提案されました。もう5年も経っているわけですが、それで反対運動でピタッと止まった過去があります。しかし実際には青写真もしっかりと書かれて

提案もされているので、やっている方向は間違っていない。ただ5年も止まってしまうことが恐ろしいこと、残念なことに思います。

もう一つは、行革審で論じるので全てが合理化のためだというお考えが一部あるようですが、私も提案している、あるいは良いと考えることは、どちらかというお金がかかることのほうが多かろうと思います。先ほど会長から質問がありましたが、これは実際、行政の問題という部門だろうと思いますので、予算化をして、あるいは議会を通す時間を考えますと、そういった面でも教育委員会にはよほど思い切った提案をしていただかないと事が進まないと思います。ぜひ、結果を出すようお願いをしたいと思います。

鈴木会長

それではよろしいですか。今、各委員からお話がありましたように、市長も子ども第一主義を掲げていますから、教育長さんがおっしゃるように、子どもの教育のために学校はある程度の規模がなければいけない。基本はこれなんですね。

今の通学の問題は、諸外国は全部通学バス、スクールバスをやっているんですよ。だからお金がかかっても、子どものためにやるんだからやはり子ども、保護者の意見を聞いておまとめになって、市長のいう子ども第一主義に合わせていただく。しかも20年から23年でという今のお話を聞いていると、39校、全部やるんだという信念をお持ちにならないと、あっちの意見を聞き、こっちの意見を聞きつつやってっていると、ぐるぐるぐるぐる回って結論が出ない。慎重に長時間かけて検討をするという、文字どおり時間をかけて何もやらないことになりますから、ぜひやっていただくようお願いをして終わりたいと思います。

それと、この間お聞きしたら、中学校は、ある程度どこの学校を選んでもいいよと校区を自由化していらっしゃるという話でした。これを、小学校の場合も、私のところは小規模校にいてなかなかまとまらないから大規模校へ行きたいんだと言う保護者がいれば、学校の自由化を認めたら規模適性化が促進されるのではないかと思います。集中しすぎて大変ですという話があるかもしれない。しかし集中しすぎるくらいなら結構な話で、お金をかけてやるべきではないか。小学校の地域ごとの自由化も流れを作るのだと思います。中学校でやっていらっしゃると聞いて、非常にいいアイデアだと思ったんです。だから小学校も自由化をやられるといい方法だと思うんです。

あんまり論議をしていると時間がかかりますからこの辺で財政と小規模校の問題についての議論を終わらして、次の資産経営の問題に移りたいと思います。どうもご苦労さまでした。

3 議 事

(1) 資産経営(土地・建物の貸借)について

鈴木会長

前回の6月14日開催の審議会で、資産を一本化して管理しないと、どこに資産があるのかさっぱり分からないよと審議しました。端を発したのは、市が文化財として旧銀行協会の寄付を受けた。去年夏にあの辺を歩いてみたら、暑い最中に締め切ったままで管理されていたと。それでどこかと思って資産管理の部門へ電話しようと思ったら、教育委員会になっていたものだから、これはおかしいと

思った。文化財的なものとして銀行協会の寄付を受けたのはいいけど、不動産としての管理はやはり集中化してやらないと。夏の最中に締め切って置いておくという無責任なことをやってはいけない。静岡銀行(浜松営業部)さんのように自分で営業しているところは、自分でメンテナンスをするから出来るんですけど、銀行協会のように丸ごと受けたところは誰も管理しない。教育委員会は文化財の評価はできるけど、管理はできないということ。これに端を発して実は資産管理を一本化しなさいという答申をまとめた。

それまではよかったんですよ。そこまでいってハッと気が付いたら、市の土地が2,114万平米あるのに対して、借地が驚くなけれ284万平米あるということで愕然としたわけです。それでその借地も、学校の借地、学校まで借りて建てている。私、質問したいのは、道路は借地がないんです。ということは、もし道路を作って借地を返してくれて言われると、車も人間も全部空を飛ばなければいけないということになるから、絶対に借地がない。100%市有地にして道路を造られているんですね。そうすると、後から図が出てくるから市民の皆さん驚かれるけれども、小学校も借地でやっているっていうことだとこれは大変なことになるぞと。特にこれから相続の問題が出てくると、5人の地主にお借りしていたのが、10年経ったら10人になり、20年経ったら40人になって、ものすごい勢いで増えていく。私も経験したんですけども、土地を購入しようとしたらブラジルやアメリカまで行って遺産相続なさってる方の承諾を得て買収したっていうケースがあるわけです。だからこの284万平米も借りていらっしゃると地主がどれだけいらっしゃるか分からない。今の相続の時代大変なことになると心配をしたところです。勉強会で色々な状況を聞いてびっくりしちゃったということですから、まず市民の皆さんに、おいそんなに借りてるのかということ。これまた賃貸料が大きいんですよ。1年間に13億円払っている。10年で130億円、100年借りると1,300億円。一時的に借りるならいいけど大体そういうのは永久でしょう。そんなことでまず市からご説明をいただきたいと思います。

清田企画部長

企画部長の清田です。私から資産経営、土地・建物の貸借の状況について説明させていただきます。恐縮ですが座って説明させていただきます。ただいま会長からご指摘がございましたように、要点についてはお話があったところですが、私から数値的な状況、また、個々の状況等含めて説明させていただきます。

最初に現在の状況です。なお、数値は19年3月末現在の数字を用いています。まず(1)の公有財産の状況ですが、市の所有する公有財産は19年3月末現在で土地が約2,113万平米、建物が1,769施設、延床面積は約260万平米あります。そのうち借用の状況ですが、土地が(2)にありますように約284万平米、建物が約8千平米あります。契約金額の欄にありますように、賃借料は土地、建物合わせて約13億3千万円となっています。一方、市の土地、建物等を貸し付けているという状況は(3)です。貸し付けている土地は約92万平米。建物が約1万7千平米あります。賃貸料ですが、土地、建物合わせて約2億6千万円になっています。

次に、借りている状況で、まず土地です。借用した土地を利用して設置している施設の主なものですが、公園、学校、オートレース場、その他というような形で分類させていただいております。この施設を設置管理している課が借用の手続きをしています。およそ約8億円の賃借料のうち、公園関係が約1億8千万円。学校が約1億7千万円。オートレース場が約1億4千万円などとなっている状況です。

次は無償で借りている状況です。主に農村公園、児童遊園、簡易水道施設、消防・防災施設等があります。次に建物です。有償で借用している建物ですが、主なものとしては市役所庁舎の分館、フォルテ、また外国語指導助手宿舎などの職員住宅、その他では例えば浜名湖国際頭脳センターなどとなっています。賃借料は約5億円で、主なものとしてはフォルテが約3億9千万円。庁舎の分館などが約8千万円などです。無償の状況ですが、面積的には非常に小さいものでして、同報無線の局であるとか、ポンプの設置所となっております。

次に個々の事例で、まず学校関係についてです。学校敷地内の借用地の状況です。市内の学校、幼稚園敷地が約337万平米あり、このうち、合計欄の「借地あり」の欄にある「うち借用地」の(B)の欄ですが、約15万平米が借地になっています。小学校114校のうち27校、中学校51校のうち10校、幼稚園74園のうち19園に借りている土地があります。右下の借上料にありますように、合計で約1億7千万円余りに上がっているところです。

そこで、個々の学校の借地の状況について次に説明させていただきます。大きな借地がある事例ということで、図でお示しをさせていただきます。まず飯田小学校の用地の借地の状況です。ご覧いただいている太枠の線が学校用地で、その左側のところの赤色で塗った部分が借地になっています。学校の敷地は約1万4千平米ありますが、飯田小学校についてはそのうち1万平米、73%余が借地です。

次の例を説明させていただきます。浜名中学校の用地の例です。こちらは全体面積が2万1千平米ほどあり、このうち借地が1万9千平米余、約9割が借地になっています。

次に南陽中学校の借地の状況です。敷地が約2万2千平米ありますが、そのうち借地が1万5千平米余りとなっていて、こちらも借地の割合が70%に上がっています。学校の中でも特に借地の面積が大きくその割合が大きいものを個別の事例として説明させていただきました。

次に学校以外の主な施設の借地の状況です。左上にありますように館山寺総合公園、フラワーパーク及び動物園の状況ですが、こちらの借地は約25万平米という状況で、半分を超える敷地が借地になっています。借上料として年5,700万円余りを支払っています。また、右の上にありますように、フルーツパークでは借地が23万平米、5割を超えている状況であり、年2,400万円ほどの借地料になっています。また佐鳴湖公園ですが、こちらも約11万平米、借地料が年約3,900万円。花川運動公園は7割を超える部分が借地で、年約2千万円の借地料。オートレース場の借地は約13万平米、4分の3ほどが借地で借地料は約1億4,500万円という状況です。

そこで今申し上げた施設の状況について個々に図で説明させていただきます。館山寺総合公園の借地状況です。こちらの色で塗っている部分が借地として、斑模様のような形で借地になっています。動物園とフラワーパークを合わせて先ほどお話ししましたように45万1千平米のうち、25万3千平米が借地となっておりまして、その割合が50%を超えています。

次に浜松市フルーツパーク用地の借地の状況です。敷地がおよそ43万平米ありますが、そのうち借地が23万平米ほどありまして、その割合が54%ほどになっています。

次にオートレース場です。オートレース場につきましては、敷地がおよそ17万3千平米あります。借地は12万9千平米と75%近い割合になっています。なおこちらは特別会計を設置してまして、借地料1億4千万円ほどになっていますが、オートレースの売上収入などを財源として支払っています。

そこで課題ということで少し整理をさせていただきました。ただいま説明させていただきました市施

設敷地の借地の状況につきましては、やはり大きな課題として認識すべき問題だと考えています。論点としては、市施設の敷地として、永続的に使う施設としての安定的な使用という面で課題があるのではないかと。また、毎年支払う借地料は財政運営の面からでも課題として挙げられるのではないかと。という点です。現在、借地料は市有地の貸付料算定基準を基本にしておりますが、個々の契約に基づいて借地を行っていますので、当然個々の施設ごとに所有者との交渉となっています。その適正な価格を反映するという点については、それぞれ交渉していかなければいけないという課題があります。地域性や個々の事情に配慮する必要がありますが、できるだけ貸付算定基準の基本に沿って対応する必要があるという課題だと考えております。また用地を取得し、借地を圧縮していく必要があるのではないかと。ということを取り組むべき課題として考えております。借地の計画的な取得を今後行っていくにあたっては、多額の取得料について財源をどのように確保していくかという点。またそれぞれの交渉になってまいりますので、土地所有者との交渉という点で売却していただく必要があるという時に、その意思をどのように調整していくのかという点。そういった課題があると認識しております。

そこで借地を具体的に取得している一つの例として、博物館の例を説明させていただければと思います。博物館の敷地は、全体としてはおよそ3万8千平米ほどありますが、そのうち15年度末時点では左上にございますように借地が約1万9千平米ほどありました。こちらを特に今史跡指定地になっているところについては、国の補助制度等もありますので計画的な取得に努めているところです。21年度には史跡指定地については全て取得する予定となっておりますが、それでも借地の状況は、減るといっては約2千5百平米ほどであり、一方の博物館の敷地や駐車場などの敷地については臨時的な対応になっているというところがまだ課題としてあげられるという点です。

次が市の所有地を貸し付けている状況です。まず土地です。約92万平米ほど貸し付けていまして、およそ2億円の貸付料収入があります。有償で貸し付けているものが約51万平米。無償での貸し付けが41万平米ほどになっています。

次に建物です。市所有の建物は約1万7千平米を貸し付けておりまして、およそ6,700万円の貸付料収入があります。有償で貸し付けているのが約7千平米ありまして、無償貸付は約1万平米です。

貸付の基準です。市の財産は普通財産と行政財産に分けられることは前回の審議会でも説明させていただいているところですが、現在貸付しているものの多くは普通財産となっており、貸付契約として貸付料は、土地は課税標準額、建物は建物評価額を基礎に一定の率を乗じて計算しています。公共目的に利用する場合など、無償、2分の1減額、3分の2減額などの貸付料の減免規定などがあります。また、一時貸付については1年以内を原則に、普通財産を貸し付けることができます。一方、行政財産については、基本的に行政財産は行政の目的のために使用している財産ですので、それを目的外に使用する場合には目的外使用許可が必要になります。その行政目的に支障のない範囲で使用許可をすることができます。使用料については、先ほどの普通財産と同様、課税標準額、建物評価額を基礎に計算します。公共目的に利用する場合などには減免規定があります。また貸付契約についてはこちらも行政目的に支障のない場合に貸付を認める場合があります。普通財産の貸付に準じて取り扱っています。

これまで借地、貸付の状況について簡単に説明させていただきましたが、本市としての今後の資産経営の推進に向けてということで簡単にまとめさせていただきました。資産経営推進方針を今年度策定したいと考えております。そのため今年度、土地、建物に関するデータを私ども企画部で一元

化します。またこの資産経営方針を今年度策定しますが、策定後も社会状況の変化に迅速に対応するためにも毎年度の見直しをしたいと考えております。まず今年度データの一元化をし、資産経営推進方針を策定しまして、それに基づき取り組みを推進していくという考えですが、未利用財産を把握し、利活用、処分の可能性を整理したいと考えています。未利用財産の状況については情報を公表し、また、庁舎の空きスペースの貸し出しなどの取り組みも拡充したいと考えております。特に今日ポイントで説明させていただいております借地への対応方針も合わせて策定したいと考えております。ただいま説明させていただいたように、本市には借地を利用して設置している公共施設が数多くある状況で、施設の安定的な利用の継続や固定的な借地料の負担などの課題があるところです。そのため借地に関するデータを整理し、今後も維持すべき施設に借地がある場合には財政状況を踏まえながら必要な用地取得を実施していきたいと考えております。また、このような借地を増やさないという視点からも、新たに施設を設置する場合には、市有地への建設を基本にしたいと考えております。借地で設置している施設については様々なものがござりますが、この対応方針を策定し、資産経営推進方針と共に年度内に策定をし、借地の問題についてできるだけ改善をしていきたいと考えているところです。簡単ですが以上でございます。

鈴木会長

はい。今、ずっと事実関係の説明が聞いていましたが、当局の皆さんも借地でやっているのは良くないということは一致した考え方ですか。

清田企画部長

そのとおりです。

鈴木会長

そこで、色々これから委員の質問が出てくると思いますが、私、少し結論を申し上げたい。「資産経営の推進に向けて」と今、最後に企画部長が説明をなさったけど、これはよく言う全天候型天気予報発言なんですよ。「慎重に検討してまいりたい」、「基本はこうしたい」ということで中身は何にも無いわけです。これから議論がありますけど、今後の借地の問題も「基本的には借りないということを進めたいと思います」。これ「基本的に」が入っているんですよ。そうすると、道路もそうするんですかと言うと、道路はやはりさっき言ったように土地を貸してもらえないと空を飛んでいかないといけないから、全部買収するんですよ。そしてまた100%買収しないと道路は開通しないんです。道路についてはそこまでやりながら、他のものについては安易に「基本的に」借地にしないというようなことで、必ず例外、抜け道を作っちゃうんですね。だからそういう点で今の最後の結論が、やはりこれ市長によく話をさせていただいて、もう借りない、借地はやらない、増やさない。それから今借りているものについての解消に向けての買収計画を10年計画でこうするんだとかいうことをきちんとしてもらいたい。今あなたが話した1番、2番は、資産の今のある状況を把握しますということですね。そんなことをしていなかったこと自体が問題だから、遅ればせながらとはあなた達は言わないけども、遅ればせながら手をつけますということで1番、2番は推進するんだと。3番に対しては、対応策が設定されて、ピシッとしたものをやるということでないで市長も困るだろうし、市議会の皆さんも困る。まあいいんじゃないか、基本的だから例外があってもいいんじゃないかとなると、またなし崩し的に借地が増えていくことになり

ますから、きちんとしておいていただきたいとまず結論を先に申し上げて、道路はなぜ100%買収するのかということを理解してもらいたいですよね。だからそのつもりでやらないと特に半永久的なものの借地というのは絶対に許されないことだということ。これは非常に問題で、過去に例えば土地を買うのに100億円、建物を造るのが100億円の計200億円でハコモノをやろうとした。だけど頭のいい人がいて、土地を全部借地にすれば200億円の予算が100億円で済む。そうするとハコモノが2つできたわけですよ。これがバブルの最中に起きたハコモノ行政の最大の典型的な欠点だと私は思います。こんな虫食い状態になってどうするんだということ。だからそういう点で、土地を借りて造れば1つの施設の予算で2つのハコモノができたという結果の後始末をきちんと早くやるということをぜひお願いしたい。次にそれぞれ個々の意見を各委員からお出しください。

高柳委員

先ほどの館山寺総合公園の図を出していただけますか。このフラワーパークと動物園の借地は凄まじいと言いますか、何がなんだか分からないから、これをどうやって継続するのか、あるいは継続しないほうがいいのか。それからやはり浜松にはガーデンパークっていうとても広くて平らでしかも無料で素晴らしい施設がありますから、フラワーパークなんかは目もくれない。しかもフラワーパークは有料ですよ。公園のあり方自体は今度外郭団体その他で審議することになると思いますが、こことフルーツパークをどう扱うのかは別の機会にやるとして、この2つはやはり私は早急に結論を出してもらわなくてはいいないだろうと思います。

山の中ですから、賃料そのものはそんなに高額とは言えませんが、しかし一番問題になるのは、当時は山だったのが公園になって、土地に価値があると地主さんが思った途端に私はそこで色々な齟齬が出てくるのではないかと思います。ですからその辺も思い切った考えを行政当局も早急に可能な限り示していただきたい。図の飯田小学校と南陽中学校は哑然呆然で、まさか借地の中に学校があるなんて普通の常識ではないですね。その辺も含めて考えると、学校用地についてまだ他の方がおっしゃるでしょうけど、とにかくフラワーパーク、フルーツパークは出来るだけ可能な限り手をつけなければいけないと思います。

中山委員

今の問題にも関連しますが、個々の地主との契約がどうなっているか分かりませんが、フラワーパークでもフルーツパークでもいいですが、地主が土地を市に売りたいと言った場合、市はこれを購入するんですか。そういう基本方針は実はまだしっかりできていないと思います。当然のことながら借地の場合には、借地権だとか、色々な権利の問題も出てくるわけで、どういう契約になっているか私は分かりませんから何とも言えませんが、第一義的に買える人から買うんだということでは余分なものも買ってしまふ可能性があると思います。学校用地とフラワーパークとは全く違うわけで、こういうものに対する基本方針をどういう格好で早く作っていくかをまずやらないといけません。今日行革審でこういうことが問題になったから市がどんどん買っていきこうじゃないかということになる可能性もあるし、また買えばその分虫食い状態になって市のおかしな財産になってしまうことにもなりかねないものですから、早めにこの基本方針をしっかりと出すことが一番大切だと思います。今この場でということではないですが、早急に作っていただいて、然るべき時に発表をいただきたい。この問題を解決せず、ずるずるとやっていくと先ほど相続の問題が出たり、売却の問題が出たり、もう滅茶苦茶になってしま

いますので、老婆心ながら付け加えさせていただきます。

鈴木会長

今の質問に関連して、今まで地主から借地を買ってくれて言ってきたから、契約当初から今までに追加して買ったという事例があるのかどうか。あるいはフルーツパークでも学校でもどこでもいいんですけど、自己所有部分がどれくらいのパーセンテージで増えているかとか、どのくらい買い増しましたということはわかりますか。

清田企画部長

館山寺総合公園の例で申し上げますと、昭和54年度以降、約12万5千平米ほど借地から取得をしている状況があります。基本的には買ってくれという申し入れがある場合には、その額が適正かどうかを踏まえながら、また予算の範囲で買っていくことになってまいりますので、予算の中で毎年いくつかずつ買っているのが現状ではないかと思えます。

鈴木会長

館山寺総合公園は45万1千平米で、現在借地が25万3千平米とお聞きしました。そうすると、昭和54年にお造りになって、それから12万平米を買い増されたということは、12万平米と25万平米を足すと37万平米だから、初めはほとんど借地でスタートしたということですね。私が先ほど申し上げたように土地を借りてスタートすれば、ハコモノとか何か「良いものをいっぱい造った」って(市民に)言えるという(ハコモノ行政の)典型的な見本ですか。

清田企画部長

ご指摘のように最初かなり借地の割合が多かったということになるかと思えます。

鈴木会長

25万3千平米と12万平米だから、かなりというよりも45万1千平米のうち約8万平米だけ買って、あとは借地でスタートしたというわけですか。だから何もかもできたんだね。その土地を買ってしまうと他の施設は造れないもんだから。

そうするとフラワーパークができて、その後に動物園が移動したと思うんですね。フルーツパークはその後ですね。だから、やはり先ほど言った土地100億円、建物100億円で作る施設を借地でやれば倍作れるということで、フラワーパークを造ったり動物園を造ったりフルーツパークを造ったりと、じゃかすか借地でやっていた典型だね。他にどうぞ。

岡崎委員

昭和54年にお造りになられた時に、約7割から8割ぐらいの借地でこの館山寺総合公園をスタートしたというお話だと思うんですけども、この時に借地でフラワーパークをやるんですよということを、当然、市議会へ説明して承認をいただいているプロセスがあると思うんですけど、市議会でも借地でいいということで進めたことなんですか。当然7割か8割は借地だということは公表しているんでしょうね。

鈴木会長

それは重要なことで、市長提案としてほとんど借地でやるんだという内容の提案になっているんですか。

清田企画部長

すみません。当時どのような説明を市議会にしたのかという資料を今持ち合わせておりませんので分からないところでございます。失礼いたします。

鈴木会長

だから先ほど企画部長が54年から12万平米買い増ししたって言うけど、フラワーパークができたのは昭和45年なんですね。だからその前に10年ぐらいあるから、ほとんど借地でスタートしたっていうことか。

清田企画部長

すみません。先ほどの説明が間違えておまして、54年以降と申し上げましたが、44年以降で12万平米買い足しております。失礼いたしました。

岡崎委員

それともう一つお聞きしたいんですが、こういう色々なところで虫食い状態になっている土地があるんですが、これを他のところと交換するということ。要するに全部買い上げるんじゃなくて、市が持っている他の土地と、もし交換ができるのなら、交換することによってお金を使わなくてもやっていけるということがあると思うんです。今後の方針の中で、ただ買う、借りるの他に、今ある借地を市の持っている遊休地、活用しなくなった土地と交換していく形はお考えになられますか。

清田企画部長

ご指摘のとおり、必要な市有地を確保するという手段については、買い上げのほか、市有地との交換という手法は当然あると考えております。

岡崎委員

そうしますと、フラワーパークと動物園は虫食い状態で、2つ合わせるとうまく1つになるのではないかなと思うんです。どちらを残すかは別として、図では面積がある程度しか分かりませんが、どちらかがどちらかへ行くと、ちょうど綺麗になるのではないかと思います。そんなことをお考えになることをご検討していただくことも必要ではないかなと私は思います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

秋山委員

今、新任の清田部長さんの発言で、最初からきつい言い方をするのは申し訳ないですけども、

方法としては交換することもありますと言われたんですが、方法としてあるということは向こうが言ってきたらということですね。本当にやらなくちゃいけないのは積極的にこことここを交換しましょうっていう営業的な活動で、それをしないとできないと思うんです。そういう意味では待ちではなくて攻めをしていただきたいということが一つあります。

それからもう一つ。6月の審議会の内容なんですが、浜松市の資産経営推進方針を決める作業で、資産経営推進会議で方針案を策定するとお聞きしました。その時に6月、10月、1月に3回会議をやって20年度末に方針を決定すると聞いているんですけども、3回の会議でこれだけ大きな資産経営についての方針が決められるのでしょうか。3回の会議にどんな方が出席されて、どんな方法で資産経営推進方針という、浜松市にとって非常に大事な方針を決めるのかを少しお答えいただきたいと思います。

山崎副市長

前回の話なので、私から説明します。

まず、今回データを色々収集してまして、資産経営課に色々なデータを集めています。その中で借地の問題も含めて色々な問題が出てきた。先ほど借地の契約がどうなっているんだというお話がありましたが、契約書によって実はバラバラでして、3年契約のものから30年契約のものまで色々あります。中には申し出があれば市が買うという契約になっているものもありますし、そうでないものもあります。そこも含めてまず全ての情報を集めなければならないというところが非常にきついでして、これは前回は申し上げましたけども、8月中には何とか調査をしたいと思っています。その後で、資産経営推進会議を一応行っているんですけど、それは部長級の会議でして、その下の段階に課長級レベルのワーキンググループ(作業部会)を作っております。そちらで具体的な作業を進めて方針案を作ります。その案を作って資産経営推進会議にかけて決定していくという手順です。推進会議そのものは3回ですけども、その事前の調整会議等を含めて作業部会でやっていきます。具体的に申し上げますと10月の資産経営推進会議で推進方針を検討し、さらに方針案の公表をしていくということにして、最終的には2月の資産経営推進会議で方針案の決定をしたいと考えております。

秋山委員

今、会議が部長級ということがあったんですけども、実際に見ると、企画部長を委員長にして、副委員長に財務部長から財務部次長までの10名の部長さん、次長さんがいらっしゃる。ただ、よく中心市街地の話をするのに、商工部にたわし1個も売った人が1人もいない状態で街中の商店の話ができるのかという話があることと似ていて、この資産経営推進会議には民間の方が全然なくて、市の方たちだけでやっているところが少し心配です。と言いますのは、先ほど山崎副市長がおっしゃられたように、資料を一元化して見える化をしていくという方針については事務作業なので全然問題ないんですね。ただ、それを元にどんな方針を立てていくかということについては、例えば経営的な視点とか色々な視点が必要なのに、会議の中にそういう方が1人もいなくて、浜松市の方針が決まっていくところに非常に不安を持っています。というのは、浜松市は今の数字を見るように、こうやって数字を明らかにしてくれて言ったら数字が出てきました。数字が出てくると浜松市は非常に大きな財産を持っているんですね。行財政改革推進審議会がスタートする時に、当初名前が行政改革だっ

たんですけども、お願いをして行財政改革という名前に変えていただいたんです。なぜかと言うと、浜松市はすごくたくさん資産を持っているわけです。その資産が有効に活用されれば市民サービスも向上するし、あるいはプラスの利益もあげることできるといういろんな視点があって、そういう意味で「財」のところは非常に大事だと思うんです。浜松市の売り上げはスズキさんよりもヤマハさんよりも少ないですが、持っている資産、面積で言ったらもしかすると大きいかもしれないところがありますので、せっかくの財産を有効に使うという点で、推進会議のメンバーを身内だけで固めてしまって本当にいいのだろうかというところの見直しが一つですね。

それで、今日の資料の資産経営に関するスライドの最後のページのところで、資産経営推進方針の毎年度の見直しをすとか、借地への対応方針を方針に反映するとかという言葉がありますので、そこにもっと経営的な視点で話を進めないといけないのではないかと思います。着任されたばかりの企画部長さんに辛口は申し訳ないんですけども、やはりこのところが有効に活用されれば、借金も減るしプラスも生まれる。先ほどの借地については、もし30年前、40年前に借地ではやらずに市で購入してそこに物を造るという形にしていれば、すごい財産を今頃持っているわけですね。今の段階で借地ばかりの状態になっていますが、もちろん市が持っている土地もあるので、そこをうまく組み合わせることによって、先ほどの話のようにフラワーパークと動物園の交換を積極的に進めれば片方は自前の土地でできるようになって、自前でないところについては返還をして、例えばフラワーパークとガーデンパークを片方に統合すると、市が今払っている借地料はゼロで済むようになるとか、そういう経営的な計画を長期的な方針の中に入れていただけるとありがたいと思います。ぜひよろしくお願ひします。

鈴木会長

今の秋山委員の市の行財政改革という話ですが、行革審が19年8月17日に市長から諮問を受けた事項は、市の行財政運営全般に関わる改革、とりわけ補助金、外郭団体、戦略計画の進行管理ということで、市政全般、「市の行財政運営全般」とありますから、そこはお間違いのないように指摘しておきます。

高柳委員

市民の皆さんの関心のあるところですので、オートレース場の図を出してくれますか。この全体がオートレース場で、道路の左側に借地で駐車場を設けているんですけども、大勢の人が来るから、こういう駐車場は地主さんが駐車場をやってお金を儲けるのが普通だと思うんです。市が駐車場を造ったのは古い話で私が非常に若かった頃だったことは覚えているんですが、市は普通こういうやり方をするんですか。わざわざ駐車場を借地して造る。民間の人に儲けていただく、お金をいくらいただくのであなた方やりませんかという問いかけでやるのではなくて、借地で駐車場を造る。オートレースで市がたくさん儲かった時期があったので、その時について買ったということなら話は分かるんですけど、借地ですよ。根本的な考え方を聞くようですけどその辺はどうなんですか。

山崎副市長

借地の問題ですが、駐車場につきましては例えば万年橋駐車場とか駅南の地下駐車場も借地でやっています。適当な場所があれば借地でもやらざるを得ないという点はあると思います。

高柳委員

ということはつまり、道路を越してもオートレース場は毎日やるわけではないから、でも離れてもいいだろうという考えで造ったということですね。分かりました。そうすると結局、オートレース場が今後どうなるかという問題もありますが、先ほど部長の話があったように、今後の方針としてはこういう借地の形はとりませんよという考えだと理解していいわけですね。そこへいくと同じ公営競技でも競艇場には借地は全くなくて、全部自前でおやりになっているから、同じ収益の行き方でも少し変わっていると思います。

鈴木会長

どうぞ。

井出委員

他の委員さんと重なる部分は省きますけれども、オートレース場にしても、フラワーパーク、動物園にしてもフルーツパークにしても、市民の皆さんが、ここが借地であるということとはよく分からないわけですね。こうして情報公開をしていただければ理解できますけれども、表面だけ見てまだなんとか経営が成り立っているという印象を受けると思うんです。フラワーパークと動物園に関して、今日この虫食い状態の絵を見た時にちょっと愕然としてしまったわけですが、元は借地で始めたことの事業の失敗の現れかなと思います。それで申し出がある都度、土地を買っていったということですから、ゆくゆくは全部買い切るという方針があったのかどうか。説明の中ではそういったアイデアはないままここまで来てしまったという感じも受けるものですから、そのような状態で今後も経営を続けていくと、これを見ただけでも権利関係が大変複雑で、整理しにくいという弊害があるのと、それから経営が赤字になってもずるずると続いてしまって、どこまでも続けざるを得ない状況になりがちな感じを受けます。先細りになっても決断する時がいつ来るのか。

今ここでこれからの計画を作って、それを実施に移して、何年か先までには全部買い取るとか、あるいは全部民間に移すとか、そういった方針を決めていただきたいわけですが、その際、データの一元化を図るといふその他の資産についても同じことですが、情報公開を進めていただきたいと思います。特に借地の状況や遊休財産については積極的に公表して、市民の皆さんから見た時に、公益性と経営の状態が分かるようにしていただきたいと思います。いくら経営が悪化していても賃貸人は困らないわけですね。むしろいつまでもずるずる貸していたほうがいいわけですが、その施設が市民の皆さんにとってどれだけ有効であるかはどこかで線を引く必要があります。その判断が市民の皆さんにもできるよう、ぜひ積極的に公表を進めていただきたいと思います。状況が把握できたら、活用すべき施設だと思えばそれは一層の活用を図ればいいですし、必要性の低い施設であれば売却や換地などの方法があると思いますが、処分を検討するべきだと思います。そうした方針までも市としてはっきりと打ち出していいただくことをお願いしたいと思います。

鈴木会長

はい。どうぞ。

山本委員

フラワーパークばかりにこだわるようですが、図の右下で少し見にくいところがはっきりしていないのでお聞きしますが、これは何筆になっていますか。筆数はいくつですか。

清田部長

405です。

山本委員

405ですね。驚いたと同時に、これだけ多くの筆に分かれているフラワーパーク(館山寺総合公園)も、オートレース場もフルーツパークも含めて、あんまり公開の場で事例に触れると市が迷惑するかもしれませんが、トラブルなしに事が過ぎてきたのかなと少し疑問に思います。先ほども遺産相続の話が出ましたが、そんなに上手に運営できてきたのかなという疑問と、先ほど買っていくという話が出ましたが、よほどきちとした方向性を出さないと、ただ市有地と借地が入り乱れて蜘蛛の巣状になるだけで、進むにしても引くにしても、整理をつけるその基本方針が出てこない、それこそ今の状況がますます複雑になってしまう危険があるのではないかと思います。どちらへ行くかということを考えてはいけない。これを見ただけでそんな思いがしますが、本当にどうでしょう。こんなに筆数があって、市は上手にやってきたんでしょうか。

山崎副市長

ここで言うと公園ですが、公園や学校は本来的には市の公共施設になりますので、市に貸した時点で使い方が非常に制限されることになります。ですから、そういう形で運営をしてきたということかと考えます。所有者の意図、所有者がどうしたいのかということ、買ったり借りていたりすること、でなんとかやってきたということです。ご指摘のように施設が本当に必要かどうかという議論がまず必要かなと考えておりますので、そこも含めて、必要な施設であれば方針としては市有地でやる。そうでなければ売却なりを考えることが必要だと思います。それから先ほど民間のご意見をお伺いしてということと、情報公開をというご意見も伺いましたので、そこも含めて資産経営について考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

鈴木会長

山崎副市長さん、一問一答で少し答えていただきたい。今の論議をしてきて、こういうことが言えるんですか。これまであんまり資産管理をしてこなかった。特に市有地だとか借地だってあんまり管理もしていなかったし、関心も持っていなかった。こういう実態であった。今度、資産管理ということで取り組みを始めたなら、色々なものの台帳をまず作らなければいけない状況ですと。こう言えるんですか。

山崎副市長

それぞれの所管課に任せていて、それぞれの所管課が知恵を出していたという状態で、統一がとれていなかったということだと思います。

鈴木会長

知恵を出して借地を作ったということですか。だからやはり市役所全体として統一が出来ていなかったことはお認めになるんですか。

山崎副市長

はい。

鈴木会長

そこで気が付いたからこれからやるということは結構なんです。気が付いてやるのが一番良いことだからこれからやると。それで気になったのは秋山委員の質問に対して山崎副市長が答えられた時に、まず部長の会議よりも課長の段階でアイデアを出し合っているいわゆるボトムアップでという話がありました。それで私が思ったのは、ボトムアップの時に全くみんなで考えろと言っておやりになるのか、例えば基本的な問題で仮説を設定して、今後は一切借りないとする。借りないとする問題は何か起きるか。今の中で買い増しをするんだぞとする。買い増しをするとうどんな問題があって、経費はどのくらいになるか。それから返すとする。不要なものは返そうじゃないかということで、返すとどうい問題があるか。それからその全体をセットで一括返済。例えば一つの公園の土地をまとめて返してしまうという場合も視野に入れるということとか、契約期間、契約条件。公共のものでありますから例えば30年でやる。それから借地料の統一はどうなっているか。借地権の主張はできるのか。そういうポイントは上から指示をなさって、それからまとめていかないと、どうしようどうしようって慎重な上にも慎重に検討すると、時間をかけても結論が出ずに非常に物事が遅くなるのではないかと心配しているんですけど、その点はどうですか。

山崎副市長

個別の施設、土地についても色々な課題がありますので、今それを把握する作業をしているところですけれども、大方針については今ご指摘のような形で、もう借地でやることはしないということも含めて大方針は出していきたいと思っています。

鈴木会長

そうすると、今後借地は一切やらないとか、あるいは今借りているもので必要なものは前回申し上げた一般会計2,400億円のうち1%の24億円分は買い増しをしていく予算として毎年使っていくとか。そうすると年間24億円、10年で240億円。先ほど申し上げたように、財政が健全かどうかを見ると、借地の賃貸料を払っているのはあまり健全ではないですね。こういうものも支出に含まれている。年間賃借料は13億円ですが、フォルテの処理が済むと3億円くらいは減るんです。13億円のうち3億円という約25%になりますから、大きな問題が解決しました。フォルテの解決方法は非常にいい方向に行った。市は弱腰でしたが交渉がうまくいった。そういう精神でおやりになればかなりいいけると思うんですが、その辺の決意はどうですか。

山崎副市長

予算の関係で申し上げますと、先ほど説明しましたように、一般会計で3,000億円、あるいは特

別会計、企業会計含めると5,000億円の借金を今浜松市は抱えていますので、借金の返済を優先するのか、借地の買い取りを優先するのかという問題があります。それから買い取りをできるだけ進めたいと思いますが、相手の事情もいろいろありまして、下手をすると交渉が不利になってしまう。「お前ら欲しいならこの土地をうんと高く買え」という話になるとまずいという部分もありますので、申し訳ないですけど今ここでこうだとは申し上げられませんし、市長とよく相談をして進めていきたいと思えます。

鈴木会長

よほど当局が決意、結論を出してやっていかないとこういう話は進まないと思う。それから副市長は今不利になるとおっしゃったけど、借りているということはものすごい弱みなんですよ。どれだけ強気に権利を主張したって、貸している立場にはならないですから。公共の事業に使っていますから、その辺のご理解をいただきながら適正な値段でということになるかと思えますけど、その辺をトップとして十分判断をして決断をしていただかないと僕は進まないと思えます。それだけお願いをしておきます。

しかしこの虫食いはひどいね。すごいと思えますよ。他にはよろしいですか。ではなるべく早く台帳を作っていたら、きちんとしていただくということをお願いしまして次へ移りたいと思えます。

(2) 戦略計画の進行管理及び市事業仕分けについて

鈴木会長

次に戦略計画の進行管理及び市事業仕分けについての審議です。戦略計画の進行管理は市長の諮問事項になっています。

市の計画を見ますと、まず長期というか8年間の基本構想があります。その次に今度は4年間の都市経営戦略がある。それで1年の戦略計画がある。8年間の基本構想があって、4年の都市経営戦略があって、1年ずつ戦略計画をやっていく。

8年って言うともう時代が変わっていくんですね。石油の値段がこんなに上がると8年前に予測できたかというてできないですよ。昔は十年一昔って言った。だけど、諸物価が上がっていくとか、サブプライムの問題にしても、十年一昔の時代から一年一昔、今は1ヶ月が一昔。1ヶ月経つと経済情勢も変わってしまっているということだと思えます。そういう点で8年、4年、1年ということ自体に非常に問題があるのではないかと。既に1年の戦略計画はもう変わってきているんですね。8年間の長期に渡る市運営の哲学、4年間の中期計画である都市経営戦略、1年ごとの戦略計画が、もうねじれてきている。8年とか4年の計画を変えないで、1年の戦略計画だけを変えていくことで矛盾が出てきてしまった。しかも調べてみますと、各部、局、課に77の計画があるんです(資料「戦略計画の進行管理及び市事業仕分けについて」の「行革審資料」P.1)。だから計画を作ることが目的になっていて、計画計画でもう計画倒れになってしまっている。77ですから。これらをきちんとする必要があるというのが私の考えですが、まずは皆さんのお話と、市の説明をお聞きした上で色々意見を出していきたいと思えますからよろしくお願ひします。

清田企画部長

それでは私から戦略計画の進行管理について説明させていただきます。

「目次」としてありますが、まず、第1次浜松市総合計画の実施計画であります戦略計画の位置付け、戦略計画を核とする経営の仕組みについて説明させていただいた上で、市戦略計画2007の実績につきまして、事業実績及び指標に基づく結果の主な事項を取り上げて説明させていただきます。

ただいま鈴木会長からもお話がありました市の計画の位置付け、体系です。これは総合計画の位置付けということです。総合計画の構成と計画期間のところにありますように、まず基本構想が19年から26年の8年間です。こちらにつきましては地方自治法に基づき市の最上位計画に位置付けられているものです。通常、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成され、合わせて総合計画と呼んでおりますが、その基本計画に相当する部分が4年ごとの都市経営戦略で、期間は19年から22年の4年間です。その総合計画の実施計画部分として、単年度実施計画として戦略計画を作っておりまして、ご指摘のように毎年の状況等踏まえて作り直しを行っています。

都市経営戦略の体系と戦略計画の関係です。評価体制ということで表した図です。市の戦略計画は、都市の将来像を実現するための重点戦略の部分を担っております。5月には内部評価を実施したところですが、今回の評価につきましては、市戦略計画2007の実績結果に対する内部評価という位置づけとなっています。またこの他一番左の政策体系の階層ごとに組織を当てはめ、部局や課の戦略計画、事業ごとの政策・事業シートを作成しており、それぞれ内部評価を実施するとともに、部局や区戦略計画については外部評価として市政モニターによる評価を7月に実施したところですが、さらに個々の事業の見直しについては、一番下の中央にありますように、政策事業シートを作っておりまして、これを活用して事業仕分けを試行的に実施したところですが、こちらについては後ほど説明させていただきます。

浜松市のPDCAサイクルを表した図です。現在市が進めている戦略計画を核とする経営の仕組みの全体像です。これまで市においては政策、予算、人、組織がそれぞれ独立して運用を進めてきていた状況がありまして、それらの相互連携が希薄になっていたのではないかと認識しております。そのためこのPDCAサイクルを政策形成過程に当てはめ、計画と評価、計画と資源配分の連携を目指すこととしております。このサイクルの中で評価には市民参画の場を設け、機能の充実に取り組んでいるところです。

次の図は実際の年度ごとにどのようなフローでいくのかということです。まず一番左にありますように5月から前年度の戦略計画の評価に取り組みます。8月には外部評価を踏まえた次年度の計画方針を作成します。その後最終的には議会の議決を経て、予算・人・組織が確定し、新たな年度に移っていく。新たな年度では4月の新体制のもと戦略計画を修正し、計画の実行、予算の執行という流れで毎年見直していくという流れです。今日もまさにそのような形ですし、また個々の事業の事業仕分けの結果の反映については8月のサマーレビューの部分でも対応を検討することになります。

市戦略計画2007の実績です。本市では都市の将来像に、市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」を掲げ、新たな価値、人材などを生み出し続ける都市として創造都市づくりを進めております。この戦略計画では右下にございますように7つの重点戦略を設定しており、将来像の実現を目指すとともに、各重点戦略に指標を設定し、実績を測定、評価していくことで、翌年度以降の政策形成につなげることとしております。それではこのうち「アジアで一番輝くものづくり都市の創造」及び2

番目にあります「地域力を結集して取り組む“こども第一主義”」を具体例として取り上げ、実績の実例としてご説明させていただきます。

重点戦略の1番目は「アジアで一番輝くものづくり都市の創造」です。この重点戦略については1から3にあるリーディングプロジェクト、またそれぞれのプロジェクト対象事業、指標の各項目で構成しており、事業の取り組み及び指標に基づく結果を実績としています。1のリーディングプロジェクトの1つ目である既存産業の強化と積極的な企業誘致では、企業立地優遇制度の拡充のほか、工業用地開発可能性調査による候補地の絞込み、市街化調整区域の規制緩和を積極的に進めたところです。2つ目の“ものづくり・創業のメッカ”に向けた環境づくりですが、19年7月に、はままつ産業創造センターを設置するなど、創業から販路拡大に至るまでのワンストップサービスの実現や、既存企業の経営革新の支援に力を入れてきたところです。3の新たな担い手の確保と産地力強化では、経営意欲のある農業者を対象に経営診断を実施し、認定農業者へ誘導したほか、地域材の需要の拡大、個人住宅の利用助成制度や公共工事においても、その利用を促進したところです。

この重点戦略1では8つの指標を掲げておりますが、3、4、5、7番目の指標は現時点では実績が公表されていない状況です。このため実績値が確定している指標のみ説明させていただきます。重点戦略の成果を図る指標として1番目は法人の設立件数です。実績としては1,003社の新たな法人が設立され、本市の産業の活性化の状況を示すものと考えております。19年度につきましては、景気回復がまだ厳しいという状況や、原材料価格の高騰などが企業経営に影響を与えているという状況が出ているのではないかと考えております。2番目は企業立地件数です。新設、増設を目的として、1千平米以上の用地を取得した工場、研究所の数を表しております。積極的な企業誘致により、目標値をかなり上回る実績を残しております。この31件のうち、輸送用機器製造業が14件で概ね半数を占めています。なお31件のうち29件が市内の企業、市外の企業が2件となっております。6番目の認定農業者数です。農作物の価格は不安定なことや農作業者の高齢化などにより大幅な伸びは示せませんでした。18年度と比較して暫増傾向にあります。地域農業者の経営の意欲や技術力、経営能力を高め、更なる農業活性化を進める必要があると考えております。8番目の素材生産量、木材生産量です。19年度につきましては建築基準法の改正の影響を受け、木材住宅関連産業全体の市況はかなり厳しい状況でした。これに連動し、本市を含めた全国的な木材事業も前年度を大きく下回る状況となっております。一方、本市の地域材推進利用制度、地域材の家百年住居の事業と称しておりますが、こちらについては対象100件に対し、118件の応募があったというような例もあります。

重点戦略の2。地域力を結集して取り組む“こども第一主義”についてです。リーディングプロジェクトの1つ目である子どもを生み育てやすい環境づくりにつきましては、保育所の待機児童の削減を進めるとともに、一時保育や延長保育などの特別保育事業の実施により、多様な保育サービスの展開に努めたところです。また育児サークルの支援や子育て広場の開設など、地域の子育て環境の整備も進めております。2つ目の自らが考え感じ合う地域ネットワークづくりでは、青少年育成活動、及びボランティア活動に関する各種研修会、講習の開催を通じ、様々な問題を自らが考え合う地域ネットワークづくりを推進いたしました。3つ目のきめ細かな指導による確かな学力の育成ですが、全ての教科の基礎となる国語、算数の支援にあたる、国語、算数指導支援員をはじめ、各種支援員・補助員の全市的な拡充配置など、一人ひとりの個性や能力を伸ばすきめ細かな教育環境の整備を進めてまいりました。4つ目の、安心して学ぶことのできる教育環境の整備です。スクールガードリー

ターによる小学校区の巡回活動や、スクールガード養成講習会などの行政講習会と地域との連携による学校の安全管理体制強化に積極的に取り組んでおります。5つ目は新たな時代を生き抜く適応力と創造力の育成です。将来に亘って音楽を楽しむ資質を育てるため、児童生徒が一流の音楽を鑑賞する機会を設けるなどしております。

次に指標と19年実績値についてです。ここでは6つの指標を掲げております。各種支援員・補助員の全市的な拡充配置などが充実する一方で、4、6にございますように、市民アンケートでの満足度指標が低下しています。しっかり原因を分析し、改善策を講じなければならないと考えております。以上が戦略計画の進行管理です。

続きまして先ほど申し上げました個々の事業について、5月末及び6月1日に実施した浜松市事業仕分けについて説明させていただきます。

事業仕分けは、個々の事業についての事務事業の見直しの手法の一つとして、本市においては本年5月31日、6月1日の2日間に渡り開催しております。その事業仕分けの概要です。事業仕分けは行革推進法等に位置付けられた公共サービス見直しの一つの手法として、本市が実施したものは「構想日本」という団体が提唱する事業仕分けの手法を活用させていただいたものです。事業仕分けは公開の場で議論するという点に特徴があります。事業そのものの要・不要やそのやり方について市民、外部の視点により公開の場で議論するというものでして、その議論のプロセスも重要視されています。

浜松市での取り組みですが、本市では更なる行財政改革の推進から、事務事業の見直しを行う一つの手法としてこの事業仕分けを実施したものです。仕分けを実施した対象事業の選定は、職員の日常業務を行う中での問題認識により行っております。これは職員の問題認識をぶつけるという点でも、自ら事業選定をするということで行ったものです。その結果の取り扱いについてですが、1にありますように今月末までにそれぞれの所管部で今後の方向性を検討しまして、2にありますように8月には庁内でその方向性を整理したいと考えております。これにしたいが施策・政策に反映するため予算編成、条例改正などの作業にそれぞれの所管課で移ってまいります。なお、仕分けの最終結果については今後の方向性として公表します。

次に具体的な事業仕分けをどのように行ったか、その作業体制がどうだったかです。作業体制ですが、作業はコーディネーターの方が1人いらっしゃいまして、これは他の自治体の職員が行いました。仕分け人としては市民3人、外部評価者3人の6人。コーディネーター1人を合わせた計7人からなるチームを編成し、事業の説明者としては事業を所管する市の職員がそれぞれ行いました。1チームあたり1日10事業程度の仕分けを行い、3チーム体制で2日間行いまして、計61事業の仕分けを行ったところです。

作業実施方法です。コーディネーターと6人の仕分け人、計7人からなる仕分けチームがコーディネーターの仕切りにより1事業30分程度で仕分けを行いました。仕分け人からの質疑や議論で事業ごとに結論を導き出し、最終的には多数決によりチームの意思決定をし、コーディネーターがその結果をまとめて市に報告しました。

次に作業の流れです。先ほど1事業30分と申し上げましたが、30分の割り振りについては、まず市の職員から事業説明を5分程度行い、説明に対して仕分け人からの質疑や議論を20分程度行います。最終的に仕分け人が5分程度で評価をしまして、コーディネーターが評価を取りまとめチームとしての結果の解説などを行いました。

次に仕分けの基準です。仕分けを行った最終的な結論の区分は5つでまとめられております。囲みにありますように1の不要(廃止すべき事業)から5の現行どおり市が実施すべき事業ということで5つの区分として仕分けを行っております。

61事業についての仕分け結果ですが、まず当日の公開で行ったという点について、どれぐらいの方がこの仕分けを傍聴されたかをまとめたものです。計433人の傍聴者があり、市外からも多くの方々が傍聴に訪れられたということでした。

次に事業別仕分け結果です。先ほどのとおり5つの区分に仕分けをしましたが、この仕分けには本市の戦略計画の基礎となる政策事業シートを用いております。59の事業を対象事業として選出し仕分けを行いましたが、仕分けの議論の中で事業を細分化するのが適切だと整理された事業が2つございまして、結果的に61事業の仕分け結果が出ました。結果がこの囲みにございますように、不要が18件、現行どおりが8件で、61件の整理についてはこの表のとおりです。

仕分け結果別の主な事業として不要(廃止すべき事業)という結論が出たものについて説明します。まず1点目。姉妹都市交流事業です。主な意見としては、姉妹都市交流事業の補助制度の廃止を市としても判断したという説明をさせていただきまして、その判断を評価するという意見であるとか、2点目の浜松・道の日フェスタ事業については、イベント自体の必要性が感じられないことから、イベントを総ざらいしてはどうかというご意見。また3点目の駐車場案内システム管理事業については、システム自体を市民が必要としていないのではないかと、また故障も多いことから不要ではないかという意見をいただいております。

次に民間が行うべき事業の例です。1点目の地域間交流イベント(はままつ旬鮮市場!!)ですが、民間主導で行うべきで公費を投入すべきではないが、民間主導を誘導するまでの期間は行政の関与が必要だという意見をいただいております。もてなし促進事業については、もてなしの気持ちは不要ではないが、行政主導の発想は時代遅れではないかというご意見をいただきました。

今後の事務事業の見直しへの取り組みです。今回の事業仕分けにつきましては、事務事業見直しの一つの手法として試行的に実施したものです。仕分け人として参加していただいた市政モニターの方と、事業説明を行った市職員にアンケートを行い、それぞれの立場から意見をいただき検証しました。その検証結果について、まず市政モニターのご意見をまとめてございます。市民参加については全員が肯定的なご意見でして、事業仕分けの手法についても仕分けの仕組みの未熟性等を指摘する意見はあるものの、概ね肯定的なご意見をいただいております。市職員からの事業の説明は政策事業シート、個々の事業を説明する際に用いたそのシートですが、その分かりにくさや、説明に具体性が欠けているなどのご指摘をいただいております。仕分け作業のコーディネーターの進行については、全員が適切であったという評価をいただいております。

次に、一方で事業仕分けに参加した市職員のアンケート結果です。仕分けの手法について賛否が分かれたものの、日常業務の見直しについては効果があったと評価しております。ただ今回の事業仕分けについては実施の決定から実施まで約40日間という期間で準備をしたものでして、準備期間の不足等を指摘する意見もありました。仕分け作業については仕分け人からの質問、意見が行政コストなど特定の事項に特化していたのではないかと、事業自体のそもそもからの質問、意見が少なかつたのではないかと指摘があったところです。仕分け作業そのものよりもその仕分けの質についても指摘する意見が多くありました。

最後に事務事業の見直しの方向性です。事務事業の再編・整理、廃止・統合につきましては、国

からの重点取組事項とも言われておりますが、国に言われるまでもなく、不要な業務の洗い出しについては市長のマニフェスト事項でもありますし、今後も市として引き続き取り組んでまいりたいと考えております。その方向性として、今回試行的に実施した事業仕分けの検証結果を踏まえ、職員からの内発型の改革手法として事務事業の見直しの実践を行っていきたいと考えます。事務事業の行政内部での仕分けについては全ての事業で実施したいと考えております。市民意見の反映が必要な事業については、市民仕分けを併せて実施していきたい。仕分け作業については、その趣旨や目的を十分周知し、作業に必要な準備をしっかりと行なっていきたいと考えております。事務事業の見直しについては、こうした事業仕分け手法を活用することにより、本質的な事務事業の見直しにつながる仕組みとして構築していきたいという考えです。以上、戦略計画の進行管理及び事業仕分けについての説明です。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

はい。ありがとうございました。

今、2つの問題で話があったと思います。一つは浜松市の計画。先ほど申し上げた8年の基本構想や4年間の都市経営戦略、そして一年の戦略計画。後段で説明をいただいた事業仕分けは、第三者の評価を受けながらやっていくということで、これはあまりどうこうという問題はなくて、大いにやるべしと思う。ただ意外に浜松市の聴講者が少ないねという感想は持った。もう少し関心を持っていただく方法を考えるべきではないかと思う。その程度の注文を付けますが、むしろ前段の経営戦略の進行管理という問題について、特に8年、4年、1年というのはもう時代遅れになっている。見直しが必要だということが多数の委員の意見ですから、これを中心に議論をしてみたいと思います。委員の皆様方はそこに焦点を絞ってお話しをいただきたいと思います。

伊藤会長代行

新市長になられて、クラスター型都市づくりからひとつの浜松へ大きく方針が変わっているんだろうと思うんです。基本構想は8年間ずっと一緒に、前市長の時代からの構想だと思います。実際には戦略計画では新市長のマニフェストにかなり合わせているということになりますと、本来基本構想があって段々下へ降りてくるんだけど、今は下の一番期間の短い1年の戦略計画が、今の市長に実務としては一番合わせているということですから、できればできるだけ早く市の中核で、新しい方針の中で(計画を)もう一度組み直す必要があるのではないかと思います。それをせずに一つずつやっていきますと、多分基本構想と戦略計画との矛盾が、時間が経てば経つほど出てきてしまうということだろうと思います。その点はいかがですか。

山崎副市長

現在のやり方は、市長のマニフェストを盛り込んだいわゆる戦略計画を見直すということで手直しをしてきました。今ご指摘のように基本構想をどうするかという問題があります。これにつきましては市政運営の根本、根幹にかかわるものでして、市長からもちろんと見直せという指示をいただいております。今後は市議会のご意見も色々と伺わなければならないですから、その点の手続きも含めて、どういう形がいいのかを議論していきたいということです。

鈴木会長

議論をしていくのはいいんだけど、山崎副市長、この図を見てくださいよ(資料「戦略計画の進捗管理及び市事業仕分けについて」の「行革審資料」P.2)。基本構想8年。都市経営戦略4年。それでこれ誰が「×」をしたか知らないけど、いみじくも「×」がありますね。毎年の戦略計画と上2つ(基本構想、都市経営戦略)が違っているという「×」です。その8年の基本構想を見ると、クラスター型都市づくり対ひとつの浜松という、一般的な政令市を望むのか、あるいはクラスター型都市づくりをするのか。やはり農山村型政令都市を目指すのか、あるいはまた一市多制度ということを考えるのか、ひとつの浜松を考えるのか。だから12市町村が合併して、地域協議会ができて、区の協議会もできている。一体どっちなんだいということになると、やはりひとつの浜松を作るという点では浜松市全体でまとまるということをやっつけていかななくてはならないですから、もうその辺から違ってきてしまっているんですよ。そうすると、毎年の戦略計画と、4年の都市経営戦略に「×」があるように、ねじれてしまっている状況ですから、市の職員もどっちなんだいという迷いがあるのではないのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。なかなか答えにくい問題もあると思いますけど、新市長が「ひとつの浜松」を打ち出した以上は、8年、4年の方針も変えないといけないのではないですか。

山崎副市長

先ほど説明しましたように、地方自治法に定められた基本構想というものがあまして、これにつきましては議会の議決を経て総合的な計画を定めるということとして、現在ある8年間の基本構想はそんな形で作成をされているところです。実際の行政サービスをどう展開していくかという1年ごとの戦略計画とは今のところ矛盾は生じていないという前提で、マニフェストを踏まえた戦略計画を年度ごとに見直している状況です。今、ご指摘のように基本構想と個別の戦略計画との矛盾と言いますか齟齬が若干見えてきておりますので、それにつきましては市長からの指示もあって今後見直すということにあります。

鈴木会長

今あなたの発言は非常に重要だから聞いていて思ったんだけど、初めは天気予報と一緒に矛盾していないと言いながら、片一方で具体的には矛盾しているから手直ししているという話でしょ。だから非常に歯切れの悪い話なんでね。本人は意識してしゃべっていらっしゃるんだろうけど、あなた頭いいんだからそう思うけれども、やはりもうそういう言い方ではなしに、ひとつの浜松を目指すんだという基本方針はやってもらわなくてはいけないということと、8年、4年という計画は長すぎるから、時代はもう凄い勢いで変わってきていますからね。むしろ誰が市長になったからどうだという問題ではなく、8年、4年は長い。だから今の時代に即するためには毎年変えていかなければならない。これをやはり持って市長を補佐してもらわないと困るわけですよ。もちろん今お話がありましたように、どんな案でも全ての政策は市議会の承認をいただいて初めてできる。これは前提条件ですけど。他に皆さんどうですか。

秋山委員

今、副市長が苦勞されてるのはすごく分かるんですよ。それで基本構想という青写真と、毎年作っていく戦略計画にだいたいずれがあるんですよ。それは基本構想が今のお話のとおり、クラスター型

都市を作るという発想からひとつの浜松へという大きな変化があったわけで、その青写真、全体計画のところから直さないで、個別のところから直している。これは私たちの業界用語で言うとパッチ(継ぎ当て)を当てると言うんですけど、少し問題の出るところにベタベタとパッチを当てると感じなんです。もちろん1年の計画なので、パッチというには失礼かもしれませんが、少なくともアーキテクト(設計思想、基本設計)やフィロソフィー(哲学)という大きなところを変えないでやるということにすごく大きな問題があるということは、実は市の皆さんも感じているのではないかと思います。そういう意味では、確かに基本構想は議会の議決を経て決まったものであるけれども、そこをゼロから練り直して、もう一回議会に対して新しい基本構想を出すということは不可能ではないわけですし、そこをやらなければ鈴木康友市長が生まれた意味がないわけですね。鈴木康友市長が生まれてこの浜松をひとつの浜松として都市間競争力の強い、10年経っても20年経っても負けない都市にするという思いで新しい市長が生まれたわけですから、面倒臭いからやめる、きついからやめる、難しいからやめるというのはなくて、一番難しいところから取り組まなければいけないのではないかと思います。仕事の失敗は、難しいところを先送りにして簡単なところからやっていって最後につじつまが合わなくなるなんてことが非常に事例として多いわけです。そういう意味では一番難しいところからやるべきです。だから区割りについても、以前ここで3区という私案を提唱しましたが、3区というのは非常に技術的に意味があってお話をしたんですけど、今その見直しすらされていないんですよ。区割りはこのまま進行していくと、区割りが定着します。一番直しにくいところです。それで部の見直しであるとか、業務の見直しということをやろうとすると、組織の見直しをしなければいけないんですけど、一番難しいのは区の見直しで、区の見直しをした上で部の職務権限や職務範囲を見直さないと。区で持っているもの、部で持っているもの、区にまたがって持っているものと色々なことがぐちゃぐちゃになっているのが今のひとつの浜松ではなくて前のクラスター型都市で、旧12市町村に遠慮しながら作った構想の中で、合理的ではない判断の下で作った区割りの見直しをしないで、この先の浜松市の構想はありえないだろうと。そういう意味では基本構想の見直しを大至急全力でやらなければいけないと思います。これは私の個人的な意見で、行革審の意見としてはまだまとまっていませんし、行革審の中で3区がいいのか4区がいいのか7区がいいのかということを議論したことがありませんし、色々な意見があって当たり前ですけども、少なくとも新市長の大きな指導力でやっていかないと、1年があつという間に経ってしまいます。市長は1期4年ですけど、4年を無駄にしないためには、この段階で大きなブレーキを踏んで舵を切るということをぜひやっていただけたらと思います。

鈴木会長

はい。他に。どうぞ。

伊藤会長代行

この一番大きな点は、やはりクラスター型都市づくりと、一市多制度というのがあるんですね。制度というのはやはり組織が動いたりする時の一番根幹なんです。基本構想をそのままにして走っていると、多分中身を変えていってしまっただけでも、一つずつ個別の話をしていった時に、制度は多制度でいきますよということと、一つにしますよということは、必ずぶつかる話なんですね。ですから実際に行政をされていくとこの部分でぶつかってしまうという矛盾が出てきてしまう可能性が非常に大きい。皆さん現場では困られてる部分が出てきてるんだろうと思います。そういう意味では基本構想を、こん

な市にしたいんだというところ、ひとつの浜松と言っていらっしゃる部分を(基にして)、全部組み立て直して市民全体、市全体、議会も含めて統一の方針を組み立てて、そのことに走られるのは非常に重要なのではないかと思うんです。制度とはそういうものだと私は思います。多制度と言ってきたのをひとつの浜松でできる限り一つの制度にしなから、地域によって非常に広いですから地域の特徴は残しましょうということと、多制度でいきますというのは、全然違うことなんです。よく言われますが国のレベルで、香港は(中国本土とは)全然違う制度で国を維持しますというのは、地域の特徴ということとは全然違うことを言っているんです。制度というのはやはりそういうものだと思います。そういう意味では、このところをもう一回本当に解消して、ひとつの浜松でいくんだということについての絵を書き直されたらいかかかなと思います。

中山委員

私も全く同感でして、基本構想は同じ良い浜松を作るにしても、その哲学の部分が実は前と違っているわけです。ですから「未来へかがやく創造都市・浜松」ということをやるにしても、どういう形でやっていくか。今、制度ということで伊藤委員から話が出たんですけど、全くそのとおりで、そこを変えていかないとその後の基本計画も戦略計画も齟齬が出てくる。ですからやはり早く基本構想を新しい形に建て直しをしながら、都市経営戦略だとか戦略計画が矛盾のない形で「未来へかがやく創造都市・浜松」を創っていくんだという格好にさせていただきたいと、私としてもぜひお願いをしておきます。

それからこういう中で細かいことで大変申し訳ないんですけども、戦略計画の説明で「アジアで一番輝くものづくり都市の創造」の指標と19年度の実績値という資料がありました。この中で一番大切なPDCAサイクルの目標値で、例えばこの地域ですと税金などの問題に関連しますが、上から3番目に「製造品出荷額等」という項目がありますね。これがミスプリントではないと思うんですけど、18年度実績は2兆8,500億円で、19年度目標は2兆6,500億円に下がっている。それで2兆6,500億円を達成したら笑顔マークになってしまうのか。このプラン、戦略がいいのかどうかということとどこでチェックされているのかということが、例えばこの問題ひとつを見ても言えるのではないかと思います。このPDCAのまずP(プラン)の部分で、誰がどうやってこうした格好になったのかをお伺いしたい。ミスプリであれば非常にいいなと思いますが、いかがですか。

清田企画部長

これはまさにご指摘のとおり以前作った目標値をそのまま載せているためにここに出ているということだと思います。ご指摘のようにこうした目標値についての見直しもまさにこうして数値に出ているように必要だと思います。目標値が適正でないと、しっかり評価ができませんので、そこはしっかりやっていきたいと思っています。

中山委員

たまたまぱっと見ているだけでもこうしたことがありますから、他にはそういうことはないと信じておりますが、少し情けない話だなと思いますのでよろしくお願いします。

鈴木会長

はい。どうぞ。

井出委員

先ほどのこの戦略計画の基本構想等の話になりますが、行革審の中では私の意見は少数意見になってしまうかもしれませんが、論理的には私も哲学から変えるべきだということには賛成です。ですが、この時期に急いで変えなくてもよいのではないかという気持ちを持っています。市政要覧2008が発表されまして、これは、広報はままつでもお知らせをされて今配布をされている最中で、総合計画に基づいて作られている市のパンフレットだと思うんですが、これを見ると戦略計画は6つ出されてるんですね。今日の資料は7つありますけど、19年度からの8年計画ということで基本構想が作られてきて、適正なプロセスを踏んでできてきた計画ですから、市長が変わった途端にこれをやめにするのではなくて、行政の継続性、安定性ということもありますし、私はその実施の段階で、戦略計画の1年ごとの計画の中ではまわしていけているわけですから、しばらくは行けるのではないかと思います。中身を見ますと、非常に夢のある内容にまとまっていますし、確かに全天候型天気予報的なところもあります。決して市民目線から見て不具合のある計画とは見えませんので、そう早く全体を覆すような見直しまでは要らないのではないかと思います。昨年4月スタートなんですが、実は8月の段階で新市長のもと発表されて、その数ヶ月の間に内容としては修正がかなり入っています。そして重点戦略も6つある中の特に上から2つ目までは今の市長の戦略としてとてもぴったりとくるものだと思いますし、かなり大胆な修正が入っていると私は受け止めています。これをもって浜松市の戦略と受け止めたいなと思っています。これをいきなり駄目にするのではあまりにも残念だと感情論的には思います。

鈴木会長

他にいかがですか。はい。どうぞ。

山本委員

いくつかお話が出ておりまして、秋山さんからは数値まで出ました。確かに行革審で論議をしておりませんが、実際市長さんが変わられた中で、戦略計画の手直しだけでは結果が出てこない、あるいは矛盾がどんどん大きくなっていく危険を感じているわけですし、約束が前市長さんとあったということも当然ではありますが、もうこのあたりでもう一度基本から見直していただいて、行革審としてももう少し具体的な検討をさせていただくという必要がどうも出てきていると個人的には思います。

伊藤会長代行

事業仕分けは大変良いことだと思うんですけども、この後、市で2段階、担当のところと市全体として最後に結論を出すということでした。今回事業仕分けでいただいた意見はどの程度尊重されるんですか。要するに、余程の理由が無ければ全部事業仕分けの答申どおりやるのか、いやいやそうではなくてこれはあくまでも参考でしかないというのか、どの程度で考えていらっしゃるんですか。

清田企画部長

まさにそれは一つひとつの事業によると思います。実際にこうしてそれぞれの事業について方向

性が出ているということは非常に重いことだと思います。その方向性と違う結論になるのであれば、それ相応の説明をしないといけないと考えております。尊重するなら尊重しますし、違うのであれば違う理由を明確にして打ち出していきたいと考えております。

伊藤会長代行

市の中で、議論、検討をして結論に至る過程、その結果としてこう決めましたということはぜひ公開をお願いしたいと思います。それからもう一つは今回のテーマがもっと広くて、全てが公開の場で色々な議論がなされるといいなと思います。

鈴木会長

はい、どうぞ。

秋山委員

一つ嫌味を言わせてください。「ディスカバー浜松」という非常にきれいな冊子があるんですね。この冊子を読まれた方は、浜松はいい街だなと思うわけです。それは確かなんですよ。浜松は本当にいい街だと思います。私はよそ者ですけど、ここに来て、30年住んでいて本当にいい街だと思うんです。ところが区割りについて一言嫌味を言うと、ちょっと読みます。耳で聞いてください。「人と人 心ふれあう未来へ」。これは東区のテーマです。「魅力多彩 個性輝く」。これは西区です。「好きですと声交わたる 南区」。区長さんたちも区の担当者の方も一生懸命作るんですよ。それでこういうきれいな冊子になるんです。でも、それは意味があるんでしょうか。今の東区と西区と南区の順序を全部逆にしたら誰も分からないですよ。それぐらい区ごとにこういうことやることは無駄なんです。確かにきれいで、この冊子をもったら嬉しいかもしれないし、区民としては何か嬉しいかもしれないんだけど、区を分けておく意味が全く無いことはこの文章を読んだだけで分かるわけですよ。そこに対して、本気で直そうとしないのだったら、浜松の未来は無いのではないかなと思います。すみません。少し過激ですね。

鈴木会長

はい。他にございますか。

井出委員

今の発言を受けてですが、本気で直そうとしてもよいと思います。ただ今の段階で、これがスタートした段階で、1年間動いてきた段階では早すぎるということを先ほど申し上げたつもりです。行革審の委員の哲学は(区割りに関しては)一致していると思います。

鈴木会長

他にありませんか。ではこの辺で最後にしまして、いずれにいたしましても、基本構想の8年と、都市経営戦略の4年と、戦略計画の毎年が、いびつというか矛盾してきたことは事実ですね。だからかなり中身を変えていくということが必要ですから、思い切って市長がご提案なさって、市議会の承認をいただくということ。

まちづくりでもクラスター型都市とひとつの浜松が矛盾してくるんですね。先ほど申し上げた旧12市町村に地域協議会があるということについても、政令市の中で浜松市だけです。同時期に政令市としてスタートした新潟市も区協議会だけに一本化した。それはひとつの新潟を目指しているということだと市長が言っているわけです。いつまでもいつまでも12市町村の合併ということではいけない。新市建設計画の3,540億円。それと550億円の合併特例債をやるって言うでしょ。あれ、ほんとにやるつもりなんですか。やるような状況じゃないでしょう。三ヶ日の市営住宅24億円が11億円で済むというような極めてずさんな新市建設計画になっているということからしてもそう言えるわけですから、やはり思い切って8年と4年と1年の計画を直していただくことが絶対に必要だと思う。それから計画が最初に申し上げたように、計画って付くのが市には部、課で77あるんですよ。これでは計画倒れになってしまいますよ。計画書を作って、私たちの行革審にいただく資料もこんな(大量)になりますわな。あんなの一人も読んでいませんよ。ポイントだけしか。ポイントだけでいいんですよ。だからそういう点で、天気予報的文章だと非常に問題があるということですから、その辺の合理化と、計画が77もあるということは計画作りが目標になってしまっているんじゃないでしょうかね。これを直さないで残業も減らないし、人も減らないということに繋がっていくと思います。

それから説明の資料で指標と実績値がありましたね。達成状況でニコニコしてるマークと涙を流しているマークがついているけど、本当にこんなものが必要かどうかということなんです。例えば法人設立件数がどうだ、企業立地件数がどうだと。そうすると、企業立地件数も、外へ出て行った件数は書いてないわけですよ。そうでしょ。だからホンダさんも、ヤマハさんも、スズキもそうかもしれない。大きい会社が市外に出て行ったのに小さい会社が来たから立地件数は目標達成でいいんだということでは将来の問題に繋がることにもなるわけですね。「製造品出荷額(等)」もそう。それからもう一つ大きな問題は、27年まで浜松市は人口が増え続けるというのが基本方針だったはずですよ。もう日本の人口は昨年か一昨年かから減り始めたんですね。だけどあなたたちは27年までは浜松市の人口は増え続けると言い張っているわけですよ。本当にそうなのか。そういう中で4万人近い外国人労働者の皆さん方をカウントして、真の浜松の人口が増えたとおっしゃるなら、これは大変な問題が出てくる。企業的情勢が悪くなれば、外国人労働者は水の流れると全く一緒に引いてしまうということですから、少し変な言い方ですけど人口動態の把握をするんだったら、本当に地元に住んでいる方々がどうかということの基本にしないと増え続けるなんて言えない。この辺の見直しも私はぜひすべきではないかと思います。

それからもう一つ、「指標と平成19年実績値」(資料「戦略計画の進行管理」P.11)で、小学校中学校の子どものアンケートが色々あってあるけど、これを見ると、冒頭でお話が出た教育長さんの発言なんてかなりいい線行っておるんじゃないのという話になっちゃう。だからその点で、目標値もどういう根拠で、例えば公民館図書館の生涯学習環境の項目は43%が目標だとなっていて、えらい細かいパーセンテージを選んでいらっしゃるけど、良いか悪いかというだけの問題で私はいいいんじゃないのかなと。あんまり結果についての評価をゴネゴネこね回すよりも、前向きの仕事に取り組んだほうがいいんじゃないかと。こんなことで非常に大きな問題があると思います。

最後に事業仕分けについてはですね、私はやはりこれはいいことですからお続けになったらいかがでしょうかということでもいいと思う。ただ残念ながら、仕分けの結果ということで傍聴者数の表がありますけど、意外に浜松市の方々が少ない。例えば議員さんというところを見ても22人ということは、54人いる議員さんの半分以下だということ。市民はなかなか80万人が聞きにくるわけにはいかないんで

しょうけど、市の職員は77名ということで非常に少ない。我々も行革審で一生懸命私利私欲を離れてやっているわけですけど、聴きにお出でいただかない方のほうが、批判が強いという状況です。せっかく良いことをおやりになるんだったら、少しは管理職などに出てもらって、聞いていただくということがやはり絶対に必要だと思うんですが、総務部長、市の職員6千人のうち管理職は何人いるんですかね。

鈴木総務部長

はっきりした数字は手元にありませんが、課長補佐以上を管理職と位置付けますので、500人くらいいると思います。

鈴木会長

そうですね。

鈴木総務部長

はい。

鈴木会長

数が多いからなかなか総務部長でもはっきりした数字は分からないんでしょうけど、やはりもう少し話を進めていただくということが必要ではないかと思いますよ。非常にいいことですから、どんどん進めていただければよいと理解します。以上まだまだお話しすることはありますが、次に移りたいと思います。

(3) 行革審中間答申の対応状況について

鈴木会長

もう一つ最後に、先般提出をいたしました中間答申について審議したいと思います。行革審は3月30日に市に対して中間答申を行いました。それからまだ4ヶ月しか経過いたしておりませんから、まだまだどうこうというわけにはいきませんが、まず市が進めた結果、あるいは今後どう考えていらっしゃるかのお話を承りたいと思います。

清田企画部長

それでは私から行革審中間答申の対応状況について説明させていただきます。

まず対応状況一覧です。本年3月30日に行革審から市に提出された中間答申への対応状況についての一覧です。対応状況の取りまとめにあたり、いただいた答申は67項目あります。この表の「提言項目」の計67とあるところです。この67につきまして、補助金、外郭団体など内容ごとに102件に細分化して自己評価を行っております。自己評価の基準ですが、上の囲みにありますように、「答申どおり実施」、「一部実施」、「時期が未定」、「できていないもの」の4区分で出しております。対応状況につきましては、答申どおり実施又は予算等への反映が64件、以下一部を実施又は予算等へ

の反映が28件、時期が未定のものが5件、実施できていないものが5件という自己評価です。

実施時期未定としたものの対応方針について個々に説明いたします。5件ありますが、まず1点目が外郭団体への関与の基準の設定についてです。市の関与の基準を具体的に定めることとの答申をいただいております。その対応方針としましては、本年3月に策定いたしました浜松市外郭団体の設立及び運営に対する関与の基本方針を定めた「外郭団体に対する関与の基本方針」で、関与の基準等の見直しをいたしました。理由欄にあるように実施時期未定とした理由ですが、現在、公益認定の制度自体を国が抜本的に改正し、法律はすでに改正されて本年12月の施行となっております。5年間の中で公益認定を受けるのか、一般法人になるのかという移行期間となっている状況です。この公益認定の基準等は国から一般的にはガイドラインが示されておりますが、詳細についても具体的なものが日々検討されている状況です。こういった見通しを踏まえて基準の見直しを行いたいと考えておまして、実施時期未定という自己評価をいたしました。

次に医療公社の解散理由・損失補償等の公表です。医療公社の解散理由・損失補償する場合の内容等の公表を答申でいただきました。その対応方針としましては、経営責任の明確化と自立性の向上のため医療公社を清算し、地方独立行政法人に移行するものです。しかしながら理由欄にありますように、債務については確定次第公表となることから、まだ債務について確定していないということで実施時期未定として自己評価をいたしました。

次に3点目の外郭団体の役員の削減です。役員数の削減と経営責任の明確化について答申をいただきました。対応方針としましては、役員数を必要最少限化するとともに、経営責任の明確化のため定款変更の指導を行うとしたものです。役員数の削減、定款の見直しにつきましては移行団体の類型、移行時期に合わせて団体別に指導を行うこととしておまして、その個別の状況が実施時期未定ですので、その旨を自己評価したものです。

次の4点目でございます。医療センターの医業収益比率の向上についてです。医業収益比率を同規模の収支黒字病院の平均以下とすることとの答申をいただいております。対応方針としましては、継続的な収入増加策、新たな人事・給与制度の導入などにより、安定した収支状況とするところとします。理由欄にありますように、このような取り組みを盛り込んだ地方独立行政法人移行後の中期目標は21年度に策定することを予定しておりますので、実施時期未定と自己評価しました。

5点目に住居手当の見直しです。持ち家の手当は20年度には国と同一にすることとの答申をいただいております。対応方針としては国と同様とする見直しを行うものとしたものですが、理由欄にございますように関係団体との調整が必要となることから、実施時期未定と自己評価したものです。

次に自己評価で「実施できていない」としたものの対応方針です。

1点目は行政連絡業務委託単価の削減です。委託単価は22年度までに削減することとの答申をいただきましたが、対応方針としましては、自治会連合会とも協議し、22年度には適正な委託単価を決定するところとします。しかしながら理由欄にありますように、適正な委託単価の決定により、必ずしも削減につながるかどうかは未定ですので、実施できていないと自己評価をいたしました。

次に2点目です。区役所業務上乗せ委託費の抑制についてです。委託費を22年度までに抑制することとの答申をいただいております。対応方針としましては、自治会連合会とも協議し、22年度中に適正な委託料を決定するところとします。適正な委託料を決定しますが、この委託料の決定がどのような方向になるのかという点について未定であることから、実施できていないという自己評価をしたものです。

次に3点目です。転勤を理由としない住居手当の廃止についてです。転勤を理由としない借家に対する住居手当につきましては、早急に廃止することの答申をいただいております。対応方針としましては、持ち家の住居手当の見直しを踏まえた見直しを行うとしたところです。理由欄にありますように、職員の手当につきましては今後の人事院勧告の動向等を踏まえた見直しを行うとしたもので、その内容によっては転勤を理由としない住居手当の廃止とならないこともありえることから、実施できていないとの自己評価をしたものです。

4点目です。一般職員への成績給の導入についてです。地方公務員法の改正を待たずに、市が早期導入することの答申をいただきましたが、対応方針としましては、21年7月までに見直しが予定されている国家公務員の扱いに準じて対応するとしたところです。その理由ですが、本市としましては、既に導入している管理職への導入状況を検証したうえで、一般職員への導入を行いたいと考えております。市が独自に早期導入することに繋がっていないことから、実施できていないとの自己評価をしたものです。

5点目です。附属機関等の委員報酬の見直しについてです。報酬は市民が3,000円、市民以外の人については8,800円との答申をいただきましたが、対応方針としましては市民、市民以外の者の区別なく現行の8,800円を基本としていくとしたところです。理由欄にありますように職務、職責や活動状況を検証し、報酬については必要に応じ見直しを行ってまいりますが、中間答申でいただいた報酬額を確約できるものでないことから実施できていないと自己評価をしております。

次に中間答申への対応状況の主なものについてです。中間答申への対応状況のうち、答申どおり実施、一部実施の主なものについて説明させていただきます。

まず1点目。がんばる地域応援事業について、運用の統一的な基準を作成することの中間答申をいただいております。運用上の統一基準につきましては、本年4月から要綱を定め、実施していることから答申どおり実施と自己評価したものです。地域づくり事業補助金の事後評価を実施し、評価結果を反映することにつきましては8月以降も事後評価を実施し、その評価結果を翌年度に反映させていくこととしていることから、答申どおり実施と自己評価しております。

2点目に外郭団体についての事項です。その中で医療公社に関する答申をいただいております。一般会計負担金について、客観的な基準の設定と赤字補填に用いないこととの答申をいただいております。対応方針では、客観的な負担基準の確立と赤字補填はしないことを明記しますが、具体的な取り組みが記載できていないことから一部実施と自己評価したものです。

次の設備投資のガイドラインの策定についてです。対応方針ではガイドラインの策定と計画的な投資に基づく経営の健全化を明記しましたが、具体的な取り組み内容は記載できていないことから一部実施と自己評価しております。

3点目に人件費の事項です。組織と通勤手当についてです。地域自治センター組織の見直しの答申をいただき、対応方針としましては、21年4月に実施するとしていましたが、具体的な内容は記載できていないところから一部対応と自己評価しております。また、通勤手当のうち国を上回っている部分について、国どおり引き下げることの答申ですが、対応方針に記載のとおり経過措置を設け、21年度から国と同様とする見直しを行ったところでして、答申どおり実施と自己評価しております。

最後に4点目として附属機関等の事項です。附属機関委員の報酬について、統一できていない地域協議会、区協議会委員の報酬への統一について答申をいただいております。対応方針としましては、地域協議会の再編時に報酬に統一するとともに、報酬額については職務、職責に応じた適切

な額に見直すとしたものです。報酬額については適切な額への見直しであることから、一部実施と自己評価しております。また統一後の継続的な確認につきましては対応方針のとおり、統一後も確認を行うこととし、その方法として新たな附属機関の設置につきましては、行財政改革を所管する副市長への協議を必要とするとともに、条例設置が必須となる仕組みとしており、答申どおり実施と自己評価したところです。以上、行革審中間答申の対応状況についてです。

鈴木会長

ありがとうございました。それでは各委員から意見を出していただきましょうか。どうぞ。

中山委員

補助金分科会のまとめ役の中山です。私から中間答申の対応につきまして、補助金分野について報告並びにお願いをしたいと思います。まず先ほどのお話の中で、市が実施できないというものについて2点、そして行革審から特に指摘したいものとして3点を報告させていただきたいと思います。

まず実施できていないということで市から話がありましたが、1点目は自治会への行政連絡業務委託単価の削減についてです。行革審では補助金をはじめとしてあらゆる行政経費を見直しているわけですが、行政連絡業務の委託単価につきましても削減するように答申したところです。それに対して市は22年度中までに適正な委託単価を設定するという方針にとどまっており、削減については未定となっています。もちろん相手方との交渉ということは理解をいたしますが、少しでも経費を削減するためにはどうしたらいいかという市の主体性が感じられないと思います。委託単価を決定する自治会連合会との協議につきましては、単価の削減を市の方針としていただき、そのための方策を提案していくべきだと思います。まず1世帯あたり850円という単価の設定が妥当かどうかという問題。それから人口の密集した地域と、距離的、また時間的に時間を要する地域との問題等、いろいろあるかとは思いますが、850円の根拠が乏しいのではないかと。そのために交渉ができないのではないかと。ということで、これは旧浜松市の単価だとは思いますが、いつ頃から850円になったのか。またいつ上げたのか。上げる前はいくらだったのか。上げた金額に対してはどういう理由があるのか。その辺の分析をされて850円になったのか。どちらにしても850円は、しっかりとした理由がない単価なのではないか。その点でなかなかこういうことを自治会連合会と話しても協議が続かないのではないかと。思っております。これは後ほど、分かれば教えていただきたいと思います。

2点目ですが、自治会への行政連絡業務委託料の区役所業務上乗せ委託費の抑制についてです。市では22年度中までに適正な委託料を決定するとしていますが、抑制については未定と先ほど説明をいただきました。これも先ほどの委託単価の削減と同様ですが、まず委託費を抑制することを市の方針として、そのためにはどのような方策が考えられるのかという観点で協議に臨んでいただきたいと思っております。ご存知のように1区役所150万円ずつ、そして1世帯あたり10円の上乗せになっていますが、この150万円プラス1世帯あたり10円は、自治会連合会へ行くのか、それとも各自治会へいくのか。そして150万円プラス1世帯あたり10円がどのように配分されているのかということも実は私どもは分かりません。この辺も分かたら後ほど教えていただきたい。そして今まで各世帯へ行っているいわゆる浜松市の広報等に区役所の分の記事が載るといってこの上乗せ分が設けられたと思っておりますが、同じ折り込みの中に出てくるのですから、なぜ上乗せが必要なのかとも思いますから、150万円プラス1世帯あたり10円の必要性についても、分かれば説明をお願いします。

それから次に市では説明がなかったもののうち、市と行革審の判断が大きく異なっているものや、特に重要な項目につきまして補助金分科会から3点、説明させていただきます。

1点目はがんばる地域応援事業費の配分についてです。20年度に創設されました市民提案型のがんばる地域応援事業は各区に総額1億7千万円が予算措置をされています。行革審としては中区、東区、西区、南区へ各2千万円、北区、浜北区、天竜区へ各3千万円という均等に近い予算配分は人口などが考慮された配分ではなく、問題ではないかと考えております。これは本年度事業の評価を見ないと何とも言えないと思いますが、これをしっかり見て、21年度予算へ反映させることを答申したいと思います。先ほども話がありましたとおり、ガイドラインにつきましては、既に作成されているということですし、8月頃にこの評価が出てくると先ほどお話がありましたので、評価を見まして21年度予算への反映をするべきと考えます。何か意見がありましたらお願いをしたいと思います。

続きまして2点目は補助金に類似した繰出金や委託料などの経費の用語の統一とその公開です。行政では補助金と類似した性質でありながら、繰出金や委託料などの用語が使われており、市民にとって非常に分かりにくいことから、ぜひこれを統一してくれということを答申いたしました。これに対して市の方針では「用語統一の可能な部分について広報紙やホームページでの公開を検討」となっておりますが、実施するかどうかが明確ではなく、実施時期も曖昧なことから答申どおりの対応方針ではないということで、行革審ではできていないという判断をいたしました。市民に分かりやすい用語への統一、公開につきましては21年度予算から対応できるようぜひ取り組んでいただきたいと思います。要望しておきたいと思います。

それからもう1点。最後ですが、3点目は長期化している補助金の廃止についてです。20年以上の補助金は本年度で廃止するとの私たちの答申に対し、市では原則的に20年度末を終期として評価を実施し、その結果必要とされた補助金は内容を見直し、新規補助金とすることも検討という方針でした。市は評価を実施しておりますが、まず廃止を前提としていただきたい。また、必要な場合は新規補助金の検討についてもその公益性や公平性、効果などをゼロベースで厳密に審査をしていただき、漫然と補助金が継続されないようお願いしたいと思います。評価の判断は市も行革審も一部実施のいわゆる一重丸となっておりますが、大変重要な項目ですのであえて申し述べさせていただきます。以前から補助金についてはサンセットを設けることになっておりますし、20年以上も続いている補助金は本当の補助金かどうかということについてもよく検討をいただきたいと思います。そして改めて必要な場合については、公開の場でこれは必要なんだと理由をしっかりと申し述べて、補助金を出すなら出す、出さないなら出さないということを明確にさせていただきたい。以上、補助金分科会からは先ほど2点とこの後の3点について、報告並びにお願い、質問等をさせていただきました。

鈴木会長

ありがとうございました。市から何かございますか。どうぞ。

市川地域自治・市民協働担当部長

自治会を担当しております担当部長の市川です。今ご指摘がございました自治会の補助金につきまして、若干説明をしておきたいと思います。ご案内のように昨年度、自治会の補助金が地域によってバラバラだったものを今年度から一つの基準でやることに統一させていただきまして、今年から浜松市の委託方式で単価850円に設定したところです。過去がどうだったかですが、昭和59年く

らいから申し上げますと、旧浜松市の場合、当時約580円からスタートしまして、平成11年に850円になってからは単価は据え置かれております。この経過としましては、年々行政からお願いしている広報の回覧物や色々な調査物が増えてきたということだと理解しておりますが、今回の統合にあたって地域で状況が随分違いましたので、基本的にこの単価をベースに統合させていただいて、向こう3年間でしっかり検討していきたいと考えております。統合にあたりましてはご指摘のように補助金の削減を私どもも申し上げまして、昨年までの全体の補助金の枠内でなるべく抑えるということでこの数字を目指していただき、合意をいただいておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。それから区の上乗せですが、これも19年までの全体の補助金の枠の中で調整した結果、随分大幅な減額になる地域が出たということがありまして、区連合会という組織もできましたので、補助金の激変緩和期間と併せまして、向こう3年間でこうしたものを調整弁として設け、調整していきたいと思いますので、850円のお話しと、この区の上乗せのお話しをセットにして22年度には方針を決めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

鈴木会長

市から他に何かありますか。なければ補助金だけではなく、まず一通り行革審から指摘をさせていただきます。外郭団体については岡崎委員に説明をいただきたいと思います。

岡崎委員

外郭団体分科会の岡崎です。外郭団体分科会では、市の説明で実施時期が未定とされた4点について指摘をさせていただきます。

1点目は外郭団体への関与の基準の設定についてです。現在進められている公益法人制度改革では、民法に基づいて設立されました浜松市の15の外郭団体が、一般法人と公益認定を受けて税の恩恵を受ける公益法人の2つに分けられます。ここで問題になるのが一般法人の中で公益性の低い団体です。市の外郭団体であるのは公益性があるという理由からです。そこで、市の外郭団体が相対的に公益性の低い一般法人と認定されたら、市はどうするのかを考えておかなければいけないのではないですか、ということがこの答申の趣旨です。どの団体が公益法人として認定され、どの団体が一般法人と認定されるかという見通しがなくても、一般法人である外郭団体に対して市はどのように関わっていくのかという考えをまとめることはできるのではないのでしょうか。改めて答申の実施をお願いします。

2点目は外郭団体の役員の削減についてです。市は現在、外郭団体が公益財団法人か一般財団法人等に移行する時期が明確になった時に役員削減等の見直しを団体に指導していきたいとしています。要するに、一般法人になるのか公益法人になるのかがはっきり分かった時に役員の数を減らすことを指導していきたいと言っております。しかし、本年12月から国や都道府県が行う公益認定にあたり、既に内閣府公益認定委員会では色々な情報を周知しており、これらを元に団体ごとにどのような形態の法人に移行するかは想定しておく必要があるのではないのでしょうか。想定した法人形態について、経営責任が明確となる役員の数について、現段階で市の考え方を明らかにして、各団体に対し役員の削減を指導すべきではないのでしょうか。公益法人か一般法人かがはっきりするまで待つということではなく、それとは別にそういうことを想定して既に今の段階から削減を指導していくべきではないのでしょうかということが、行革審の答申です。

3点目は、医療公社の解散理由、損失補償の公表についてです。浜松市医療公社の解散理由、損失補償をする理由、内容、金額を市民に公表するようにと答申しました。これは医療公社の問題点を考えることを、新体制である地方独立行政法人の成功に役立たせたいということであり、市民の信頼する医療センターになっていただきたいという趣旨からです。ところが債務の確定を待っている、地方独立行政法人は既にできあがってしまっています。損失補償の金額は現時点での見込みでもいいですから出して、医療公社の問題点をきちんと総括して、それを市民に公表してできるだけ早く実施していただきたいと思います。

4点目です。職員給与費対医業収益比率の向上です。職員給与費対医業収益比率は、病院の人件費負担を表す指標です。18年度の数字で医療センターは55.4%ですが、同じ規模の収支黒字の公立病院は平均48.7%であり、医療センターの人件費負担が大きいことは中間答申でお示したとおりです。市当局も行政経営計画で改善を掲げるなど状況は十分に把握をしておりますから、収入増と新しい人事・給与体系の導入という方針を打ち出すだけでなく、目標値と目標時期を明確にして今年度から実施することをお願いしたいと思います。

最後に市では説明されなかったもののうち、市と行革審の判断が大きく違っているもので、行革審として重要と考える医療センターの経営体制について説明したいと思います。医療公社によるセンターの運営は、意思決定や経営責任にあいまいな点があったという反省を踏まえたうえで、医療センターの経営は地方独立行政法人が担うのが最もふさわしいという考えを市当局は示しております。ところが、地方独立行政法人へ移行する手続きや準備に2年は要するというお話でした。それならば、地方独立行政法人で目指しているということはすぐに実行して、形は後から整えれば良いのではないですかというのが、私ども行革審の答申の趣旨です。ですから設立準備検討会議を設置したことで答申は実行済みなのではなく、実際に経営体質の改善が成し遂げられたと確認がされた時点で答申が実現されたと私どもは見ます。医療は病院長、経営は理事長が責任を持つ、独立採算可能な公的病院の実現を大変期待しております。

外郭団体分科会からは以上です。

伊藤会長代行

それでは続きまして市政経営分科会のまとめ役であります私、伊藤から中間答申の対応状況のうち人件費と附属機関について一括して説明を申し上げます。

まず市の説明で実施時期未定とされたもの1点、住居手当の見直しについて指摘させていただきました。住居手当のうち持ち家の手当について、市の対応方針は中間答申に沿ったものとなっておりますが、関係団体との調整が必要ということで実施時期未定となっております。給与制度は相手方があり、見直しに労力を要すると思いますけれども、市民目線で合理性のある手当制度が早期に実現できるよう期限を明確にして実施していただきたいと考えております。

次に市の説明で実施できていないとされたもの3点について指摘させていただきます。1点目は住居手当のうち借家に対する住居手当についてです。市では今後の人事院勧告の動向を踏まえた見直しを行うということで実施できていないとしておりますが、問題なのは対応方針が明確でないということです。市として住居手当を廃止する意思があるのかないのかをはっきりさせることが重要です。中間答申でも申し上げましたが、転勤に伴う転居がある国家公務員と、通常は転勤に伴う転居がなく、転勤をされてもほぼ通えるのではないかと浜松市が同一の制度である必要はないと考えます。

国の対応を待たずに、持ち家、借家も含めて住居手当を廃止すべきだと考えます。

次に2点目は一般職員への成績給の導入についてです。市では管理職の状況を検証した上で導入するため今は対応できていないとしていますが、これも対応方針が曖昧で、かつ具体的な計画が全く見えておりません。市では18年の冬のボーナスから管理職に成績給を導入していると聞いておりますので、検証する期間は十分あったはずですが、また国の対応を待つだけではなく、浜松市としての評価制度を整備し、一般職員に早期に導入していただきたいと考えます。

3点目は附属機関等の委員報酬の見直しについてです。市では答申どおり実施できていないとしていますが、行革審でも同様の判断をしております。ここで申し上げておきたいのは、市が20年2月議会に上程した条例改正案は、市民のうち公募の人は3,000円、それ以外の方は8,800円という、同じ市民でも報酬に差を設けるものであり、行革審の提言や答申とは異なるものであったということです。行革審は、介護認定審査会などの専門家が実務を行うものを除いて、市政への参画という要素を踏まえ、市民は有識者も含めて交通費程度の3,000円に統一するという答申をいたしました。ぜひ、行革審の答申どおりの対応をお願いしたいと考えます。

次に市が説明をされなかったもののうち、市と行革審の判断が大きく異なったもの、または行革審として指摘させていただくもの5点につきまして説明させていただきます。

1点目は正規職員の削減についてです。市では中間答申に沿って21年度には定員適正化計画の147人を上回る削減を行うとしておりますが、その結果は年度末に判明します。ぜひ、計画を大幅に上回るようお願いいたします。職員の削減にあたっては、市職員が担うべき役割は何かという視点で、すべての事務事業の仕分けを行い、職員数を算定することが必要と考えます。また、職員数の削減にあたっては、アウトソーシングによる削減が主な対象となってきた現業職と、そうではない行政職とを区別し、今後は行政職についても業務の効率化、組織の見直しによりましてより一層の少数精鋭化を進めるべきだと考えます。

2点目ですが、民営化業務の廃止の計画的実行についてです。市では業務仕分けの検証や、民間委託全体の見直しを行い、それを22年度からの次期行政経営計画に反映させ、計画的な進捗管理を行うとしておりますが、業務の廃止や事業の担い手を明らかにするために2年を要するのでは実行計画とは言えません。あまりにも遅すぎます。早期に全ての事務事業の仕分けを実施して、民営化、業務の廃止について実行に移すべきと考えます。5月の第1回審議会で、保育園と幼稚園の民営化を審議しましたが、その際、市から、幼稚園、保育園とも民営化が望ましい。ただし地域的課題のあるところでは市の果たすべき役割がある、とお答えいただいておりますので、ぜひ、早期に民営化を進めていただきたいと考えます。

3点目は効率的な執行体制の確立です。行革審では都市内分権、小さな市役所、大きな区役所ということではなくて、新浜松市にふさわしい行政サービスをいかに効率的に提供できるかという観点から、それぞれの役割分担を明確にし、効率的な執行体制を確立することと答申いたしました。市は中間答申に沿って、本庁、区の役割分担を行うとしております。役割分担についてはそれぞれの機関の機能はそもそもどうあるべきかという観点から抜本的に見直すべきでないかと考えます。くれぐれも手直し程度にならぬようお願いいたします。

4点目は特殊勤務手当の廃止、額の引き下げ等です。行革審では、特殊勤務手当のうち、税金の徴収や調査という本来業務に対して支給される調査収納手当など、第1次行革審の答申どおりとなっていないものについて、答申どおり20年度には廃止、額の引き下げ、支給要件の適正化を行う

ことと答申しましたが、市は段階的な見直しを行うとしております。行革審では市の対応方針が曖昧なため、実施できていないとしております。相手方もあることは承知していますが、特殊な勤務に対して支給されるという手当の趣旨を踏まえ、市民の理解が得られるよう早急を実施していただきたいと考えます。

5点目は公認会計士から監査委員2人の選任です。行革審では監査機能を充実するため、今後は非常勤の監査委員3人のうち、法律上対応可能な2人を公認会計士から選任することと答申しましたが、市は今年4月から非常勤の監査委員に公認会計士1人を選任いたしました。また現在、国の附属機関である地方制度調査会で議論されている監査委員制度の見直しが、来年7月までにまとまるということから、現状維持の中で議論の推移を見守りたいとしております。監査機能の充実を図るためには、国の対応を待つのではなく、市自らの意思で公認会計士の監査委員を1人増員し、現行制度で選任可能な2人であるべきと考えます。以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。3つの分科会から、それぞれ意見、中間答申に対する行革審のお話を申し上げたところです。時間が大変遅れておりまして一つずつ細かくやっていく時間はありませんけれども、外郭団体は全部で60以上あるんですね。そのうち22が主なもので、その中で15が公益法人に認定されるかされないかということになっているんです。今の話を聞いて、全般でどういうことが言えるかということ、公益法人に認定されるかどうか、国の対応を見極めた上でやりたいということなんですけど、(それを待たなくても)できることは一杯あるわけですよ。それはやるべきじゃないんでしょうか。国の対応を待ってやるのではなしに、外郭団体の15がどう分けられるか見届けるといことではなしに、今やれるわけですから、やっていただきたい。

外郭団体の役員の削減も全く同じことが言えるわけです。何しろ関係する人を全部役員に並べておけばいいという、みんなで渡れば怖くないというやり方ではなく、経営責任が明確になるように、役員が経営責任を持つ。例えて言えば、市の部長も課長も係長も役員に入るといことは必要ないです。そういう点を明確にさせていただくということが必要と思います。

それから特に医療公社の問題では、お金をもらう人である理事長と、お金を払う人である市長が一緒で、財布が一つであったということは、非常に大きな問題であった。これはご承知のとおりです。それからもう一つは、先ほども岡崎委員からお話があったように、理事長は経営、病院長は医療というように、経営と医療を分けて経営していくことをやらないといけないのに、これまでの理事会は両方が一緒になってしまって、理事にはお医者さんが多く、経営についての考え方が無かったことが非常に大きな問題になっていたわけです。ですから、経営と病院の医療を明確に分けて理事会を作っていくことをやらずに、また理事の半分が医療関係者だということになると崩れてしまう。独立行政法人にすれば全部が良くなるということではありません。まず理事会の構成を良くしないと良くならないということですから、その辺は明確にしておく必要があるのではないかと思います。特にこの点を医療センターの関係ではお願いしたいし、外郭団体の他の問題については、やれることからやっていかなければいけない。

それから補助金の問題については、自治会は全市850円に統一したというお話しで、これはやはり全市統一するということがまず必要であったことは事実ですから、それをさせていただいたことはいいんだけど、これからの経営分析というか、見積もりをどうやっていくかということが私は必要だと思いま

す。高齢者の皆さんが非常に多くなって、NPO的な、ボランティア的なやり方という中でそれは考えていかななくてはならない。

それから補助金のがんばる地域応援事業は1億7千万円を各区に分けた。これも人口比率でなしに配分したということで、この見直しが非常に重要だろうと思います。

補助金に類似した経費の用語の統一については、先ほども話がありましたように繰出金、委託料、交付金、補助金という名前になっていて、市民の方には非常に分かりにくくなっています。画面を見てください。補助金に類似した用語統一・公開というところを見ていただくと、市の対応方針は「用語統一の可能な部分について、広報紙やホームページでの公開を検討」ということです。検討なんかしなくても、分からないということをはっきりしているんです。これに通訳を付けると、やらないということなんです。検討ということはやらないということ。民間では皆、そう受けとめます。だからこれでは「 」にもならないと私は思います。なぜ用語の統一が出来ないんですか。そんなことすら出来ないんですか。それほど総務省が怖いんですか。そうではないでしょ。市民に分かりやすくするってことから、検討だなんて言わないでこれぐらいやりなさいよ。

次に長期化している補助金の廃止がありますね。これも市の対応方針は「内容を見直し新規補助金とすることも検討」。20年以上の補助金をやめなさいって行革審は言っているのに、市は新規にやり直して、20年で期限を切ったからまた第1年度にするといいことを検討するってことでしょうか。そうではないですか。だから、対応方針は「全ての補助金について原則的に平成20年度末を終期として評価実施。結果必要とされた長期の補助金は、内容を見直し新規補助金とすることも検討」となっている。全然やる気ないですね。もう20年も補助金が続いているのは補助金ではないですよ。だからその辺の認識がもう全然違っている。これだと、「駄目な補助金は20年一区切りでやめます。はい。新規の補助金です。」って言って、また一年目の補助金を作るというわけでしょう。そんな子ども騙しみたいなことは言わないで、ちゃんとやりなさいよ。

それから人件費については伊藤委員から話がありました。住宅手当は、今度清田企画部長さんが国からいらっしゃったけど、国家公務員は私何回も申し上げるように全国を飛び回るから借家が必要になってくるんです。だから国の手当を全くそのまま浜松市に応用すること自体に問題があるんだということを理解しなくてはいけない。市の対応方針を見ると「国と同様とする見直しを行う」ということになってしまっているんですね。「借家の手当については、持ち家の見直し内容を踏まえて見直しを行う」と。だから人事院の勧告を踏まえてということ。もう先ほども伊藤委員から話が出たように通常は転勤を伴う転居はないわけですから、これは明確にしておく必要があるのではないかと。

それからもう一つ、この間、市が議会へ提案した附属機関の委員報酬の見直しは、私ども行革審の提案と違っていたんです。そうでしょう。公募した人は3,000円で、公募ではない人は8,800円。ここで具体的に言うと高柳委員と山本委員は公募だから3,000円で我々は任命されたから8,800円。そんなこと常識のある人や市議会に通るわけがないですよ。私たちが言ってるのはそうではなくて、全委員が浜松に住んでいるから、市民として協力するんだから、ボランティアでやってください。だから全員3千円。だけど、どうしても東京なり京都なりの立派な偉い先生を雇わなきゃならないということになった時は8,800円にしなさいよと言っているんです。あなたたち市が市議会へ出した案と、行革審が言った案とは全然違うということを理解してもらわないといけません。だから行革審の委員は既に3,000円に決めて、1回3,000円ずつもらって8,800円はもらっていませんよ。第1次行革審の時は報酬を断って無償でやったんですよ。そうしたら、行革審のやっていることは一般市民に知ら

せないって言うから、仕方がないからもう一度もらうことに決めて、その報酬17万5千円を広報の配布に使った。広報は市がやったのではないからね。もうそれぐらい継子扱いされた状況だったんですよ。それでも行革審は一言も文句を言わないでやったんですから。

それからもう一つアウトソーシングの問題ですが、私ども行革審はアウトソーシングについては民でできることは民でやりなさい、アウトソーシングして民でやりなさいと言っていたんですが、何のことはない。アウトソーシングで余った現業職の方々を救済するために、全部行政職に振り向けてしまったという結果でしょ。そうすると数年経つと結果として高くなるんですよ。そんなことをやるのはコスト意識がないわけですよ。その点で、給与を5億5千万円減らしたと新聞にも出ておりましたが、人件費は減ったかもしれないけど、物件費は増えているでしょう。だからそういうまやかしはやめて、ちゃんとやっていただくことをお願いしたいです。

特殊勤務手当の廃止も「段階的な見直しを行う」ということで、高いことは分かっているんだけど、段階的に見直しを行う具体策は何も無いんですよ。これでは市民の理解を得られません。どう見直しをやるか、具体策は何も無いということですね。

それから最後の監査委員は、やはりこれは公認会計士にやってもらうのが一番良いわけですから、これもきちんとやってほしい。総務省も大体考え方はそういう方向に傾いているんです。だけど悪法でも法ですから守らなければいけないという問題はあるでしょうけど、もう話し合いをすればできるはずですよ。やはり地方から改革をするということではないといけません。中央ではなかなか。地方から色々な意見が出て行って、中央を向くということですから、その辺も理解をしていただきたいということです。他にございましたら補足でどうぞ。

秋山委員

時間も超過しているんですけど一つだけ、外郭団体の役員の削減なんですけど、副市長も企画部長も後から来られた方なので、経緯はあまりご存知ではないのではないかと思います。行革審で外郭団体を詳しく見ていったら、黒字と言ったものが実は赤字だった。積むべきお金を積んでいなかったとか、繰越金等のお金を入っていたとか、市が銀座並みの家賃を払っていたとか色々なことがあって、外郭団体が黒字だと言われても本当にそうなのかということが第1次行革審で分かってきたわけですね。それで色々なことがあったわけです。

今、粉飾決算という言葉が民間では犯罪として非常に問われているわけですけど、今、国も県も市も市の外郭団体も皆、粉飾決算をしているのではないかとこのところがあります。夕張市は破綻したので初めて明確になりましたけども、ずっと市議会の中では3月に払うべきお金は払わないで、期が変わってから払うとか、色々なことをやりながら粉飾をしていたんですね。そういう意味では例えばフォルテ、浜松都市開発ですが、そこについては行革審で色々と言った結果、もっと民にということでフォルテの売却が決まったんですけども、結局売却することになって初めて分かったのは、ずっと黒字だと思っていたけども資産が17億円足りなかったわけです。株主の皆さんから10億円の資本金を集めて、フォルテを作って18年経った今になって17億円お金が足りませんでしたと。

17億円お金が足りませんでしたので、市は14億円を負担することでなんとかしようとしたんですが、それはおかしいのではないですかという話が出たんです。普通の会社であれば、経営者あるいは株主がしっかり業務を監査して、財務を監査して、そういうことがないようにするんです。それで17億円お金が足りないのに、浜松市だけが14億円を負担するのはおかしいのではないですかという意見が

経営者の方々から一般常識として出て、結果として、株主が負担をすることになりました。それでも浜松市はまだ4億5千万円のお金を負担します。これはまさに外郭団体の役員の経営責任になると思うんです。山崎副市長さんも企画部長さんも後から来られたので、前にいた方たちがそのような経営をしていたということなんです。結果的に市は4億5千万円を負担するわけですが、これもおかしな話です。というのは、先ほど説明がありましたが、浜松市の大きな目標である強い都市にするために産業を支援しようという予算は、2億8千万円しかないんですよ。浜松市の、これだけ大きな都市の将来の産業に投資するお金です。産業創造センターができましたけど、産業創造センターの予算も含めた全部のお金が2億8千万円しかなくて、本当に浜松市の産業は強くなるんでしょうか。そう考えると、たかが4億5千万円ですけど、市が4億5千万円を投入した株式がゼロになるということを簡単に許していいのかということです。

よく内容を見ていくと、フォルテの件については、外郭団体ということで許していただきたいんですけど、フォルテのところについては、プロセスの透明性と公平性を徹底してやるようにと行革審からずっと言われていたわけですけど、結果としては行革審のこの場でフォルテのことについて議論することもなかったです。報告をいただいてないです。どんどんどんどん水面下で進んでいって現在に至っていますが、結局、土地建物を売却することになった。不動産鑑定額は23億4千万円でした。その根拠が600%という容積率なんですね。6階建てです。坪単価で計算してみると、700坪のところを23億4千万円で売るということは坪単価330万円くらいです。6階建てですから1フロアあたりにすると坪単価は55万円です。坪単価55万円で買ったところは大儲けだと思うんです。もし、浜松の駅前の容積率を600%ではなくて2000%にすると、100%容積率を増やすだけで坪単価が55万円ずつ上がっていくはずですよ。6階建てで330万円ですから、1フロアの単価はだいたい55万円くらい。そうするとフロアを増して見積もりをすることによって、実はあそこで利益を得ることのできるチャンスがあるのに、市はそれを喪失しているわけです。これこそ経営責任ではないかと思います。浜松市も外郭団体も、色々な意味で経営責任を考えた時に、もっと数字をしっかりと見ていただけたら良いのではないかと思います。

ちなみに医療センターは地方独立行政法人化(独法化)します。独法化するということは、今まで分かりにくくなっていったところがたくさんありますので、独法化する前の段階で、医療センターの経営についての方針をしっかりと出して、ちゃんとした経営ができるような状況に参加するメンバーを含めてしっかりと考えた上で進んでいかなければならないと思います。外郭団体の役員であるとか、外郭団体の経営というところが曖昧なままでこの先進みそうなことをすごく危惧してしまっていて、この場でしか言うチャンスが無かったので言わせていただきます。外郭団体を含めて経営責任をしっかりと考えた上で、いかに浜松のトータルの利益を大きくしていくかを考えていただければと思います。浜松市の利益というのは浜松市民の利益だと思います。

鈴木会長

どうもありがとうございます。一円でも無駄なお金は節約して、福祉、少子高齢化にいかに備えていくかが一番重要だという前提で行革審をやっていますから、その点をご理解いただいて、市当局におかれましてもそういう考え方でやっていただくということを最後をお願いしたいと思います。

4 閉 会

鈴木会長

時間が遅れてしまい非常に申し訳ありませんが、行革審を熱心にやるためだにご理解をいただき、第3回浜松市行財政改革推進審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。12時半の終了予定でしたが30分程延長させていただきました。次回は2ヶ月後になりますが、9月21日の日曜日、午前9時からこのマイカホールで開催いたします。よろしくをお願いします。本日はどうもありがとうございました。

以上により12:55閉会

議事録署名人